

## 六 むすび

こうして、本稿は、前節（第五節）に述べたように、推測に推測を重ねた疑問を数多く残さざるをえなかった。それにもかかわらず、以下のように本稿をまとめてみたい。

まず（一）、報復としての差押えの禁止の例外として裁判拒絶の存在が必ずしもはっきりと挙げられていない文書事例が少なからず存在したことは、注目してよい。というわけは、前述（第五節）のように、報復としての差押えが事実として実行に移されていたこと、しかも、それがある事情のもとで実施されていたことが、ここにかがえるからである。では、このような事情とはなんであるうか。それが、フェーデ的狀況である。報復的差押えは、フェーデ行為の一つとして、もしくは、少なくともフェーデに連繋したひとつの行為として起きていたのではないだろうか、ということである。<sup>(28)</sup>

この点で示唆的なのは、既述一二五三年ポツパート市とコブレンツ市との和解証書に見いだされた事情である。ここでは、債務者本人以外の者にたいする報復的差押えが——この者が保証人であるとか、最近親の相続人であるとかの他は——禁じられていた。ところで、注目すべきことに、ここに見いだされる司法契約は、《戦争 guerra》を和解によつて解決するために交わされた。《われら「ポツパート市参事会や市民」と、われらコブレンツ市とのあいだに、「われらに」共通する戦争とは別 *excepta guerra universalis* に、さまざまなかたちで惹き起こされていた「二つの都市だけに」特有の戦争》を、である。すなわち、報復的差押えは、フェーデの一環として実行されていた事情

が十分にうかがえる。いみじくも、この契約証書には、二つの都市が相互に戦っているフェーデと、二つの都市が共通の敵にたいして戦っているフェーデという、二種のフェーデについて述べられていた。まさしく、ライン同盟成立（一二五四年）前夜にあつて、当時の都市が巻き込まれてきたフェーデ的事情<sup>327a</sup>がよく写し出されている。

また、ケルンにおける一二五八年の仲裁裁定に示されていたものも、フェーデの状況をよく物語っている。五人の聖職者による仲裁裁定はこう述べていた。〈「ケルン」大司教の臣民のなんびとであれ、拿捕せられるし、同様に、「それ以外の」外人のなんびとであれ「拿捕せられる」。〉<sup>328</sup>ここには、ケルン市民と、大司教の「臣民」（言い換えれば、ミニステリアーレンおよび騎士）との相互の報復的差押えが公然と認められ、差押えにたいしては、同じく差押えによって仕返ししうるものと判定された。したがって、〈彼ら「ケルン市民」の不法行為が、他の不法行為<sup>329</sup>を惹き起こしている〉という現実のフェーデの状況がそのまま認められてしまったことになるのである。

さらに、領主の債務のせいで、領民、市民が報復的差押えを被ることはない、といった諸事例も、この関連で理解できよう。ということとは、裏側からみれば、領主と、その領民・市民とは、一蓮托生の身にあるものとみなされていたことをうかがせる。フェーデの状況における当事者とは、じっさい、こうしたいわば運命共同体的様相にあつた。<sup>329a</sup>

最後にフェーデ的状况に商人たちが巻き込まれ、商人が、同胞商人たる債務者に代わって差押えを被る事情には、商人の存在態様が関係していた。ピレンヌは、このことを、十一世紀イングランドに生まれフランスまで遍歴の足を延ばした商人、かのゴトリックの伝記によせて「商業は本質上遍歴的な商人であるが、また同時に団体的な商業である」と規定しつつ、こう続けている。「というのは、道路が不安であり個人個人では無力であるために、必要上どうしても団体を作らねばならなくなるからである。」<sup>330</sup>こうして「ギルド、ハンザ、「カリタス」caritas」といった組合

をつくり、これに加わった人々が自分たちの商品を護衛しつつ都市から都市へと携えていく有様」となる。<sup>330</sup> こうした隊商としての商人の存在態様は、商人たちが報復的差押えを被る状況としては格好のものだったといえよう。

このようなフェーデ的狀況において起こっていたとみられる報復的差押えは、しかしながら、諸文書に繰り返し述べられていたように禁止されるべきものであった。そしてこの禁止によって求められていたのは、債務事件はフェーデによってではなく裁判にうつたえて解決すべきであるということであった。しかるに、このことは容易には実現されなかった。それは、報復的差押えの禁止が止む事なく繰り返されたことから判断がつこう。したがって、こうした事情において注目すべきは、フェーデと裁判とを、いわば主と従の關係、あるいは一次的なものと同次的なものとの關係としては捉えがたいということである。中世的社会の法觀念においてフェーデと裁判とは、いずれも権利の実現形態であった。<sup>331</sup> この意味では、権利実現形態の二元性を認めねばならないであろう。しかし、むしろ、へ裁判とは法廷の舞台にまでもちこまれたフェーデと捉えるのが、中世的法秩序の特質を示すことにはならないか。中世的裁判をこのように捉えるとき、裁判拒絶の現象もいっそう理解し易くなる。すなわち、裁判拒絶が起こるのは不可解ではないということである。というわけは、裁判拒絶じたいがフェーデのひとつの態様とみることができから。

つぎに(二)、報復的差押えの禁止をめぐる、中世商業という事情が加わる。というわけは、債務者本人以外の者にたいする差押えの禁止において、債務者本人以外の者として真つ先にあげられていたのは、商人であった。既述(第三節)の、報復的差押えをめぐる最も早期の事例のひとつ一七三年フリードリヒ一世の特権状においては、フランドルの商人たちのために、ケルンとならぶライン毛織物工業の中心アーヘンと、デュイスブルクとにそれぞれ二つ、商取引の場所(織物市)の設置が許され、ドイツ商人との通商が保証された。

さて、中世商業の問題とはなにか。それは、(へ都市経済)の枠組みにおける商業の意義の問題である。ここで、問

題への導入としてさしあたつて、中世都市の経済政策をめぐる、ある意味であいならみあうつぎの (a) (b) 二つの發言を引いてみたい。(a)「過去のドイツ学者は手工業都市のみを考へて「中世都市」を構想した。それは論者自らの持つ自足自給の経済政策という「理想」を歴史に「投影したもの」にほかならず、ヨーロッパの他の地方に無条件に適用してはならない。」また「都市経済」という政策的原理は、どの程度まで行われたか」を問うに、「都市経済」というような局地的な諸原理は、都市附近の農村、更に遠隔な農村についてはいふまでもなく、都市自身についても理想に過ぎなかつた場合が少くない。」(b)「ヨーロッパの社会経済の自然的な発達の結果として生じた「都市なるもの」は遠地商業都市のみではなく、近地商業を行ふ手工業都市も都市である。ビューヒアー、ゾンバルトの都市経済に関する見解は、この点においては存立の余地をもつてゐる。」<sup>332</sup>

これら二方面の所論のいづれにも潜んでいるのが、近地および遠距離商業の関係問題である。そこで、この問題にとつて一つの基本的研究である鈴木成高の「中世における商業の意義」におけるつぎの所論<sup>333</sup>をとりあげたい。

「遠距離商品としての毛織物は従来の大多数の経済史家が考へていたような、奢侈品的な良質織物ばかりではなく、大衆向日常品としては粗質品が同様に遠距離通商の重要な品目となつていたことを見逃すことができない。フランドルの毛織物は必ずしも特殊技術によつて生れる優秀品のみでない。この地方の中でもカンブレリー市やポベリゲン [Poperinghe] 市のごときは、むしろ大衆向粗質品の大量生産を専業とし年々巨額のこの種商品をドイツ方面に向つて輸出している。同じくまた例えばポーランドで生産せられる粗悪なる織物は、ポヘミア、ハンガリー、オーストリアの諸地方を経てヴェニスにまで取引せられている。」

この發言によつて、鈴木成高は、カール・ビューヒアーの経済発展段階階説において提唱されてきた、自給自足の交換経済的体制としての封鎖的へ都市経済への理論<sup>335</sup>にたいして、一九二〇年代三〇年代のドイツ中世経済史研究があ

げた成果に論及した<sup>336</sup>。それが、遠距離商業の意義の問題である<sup>337</sup>。その場合、注目しなければならないのは、遠距離商業の意義がとりあげられたさいの問題視角である。「然るに従来の段階説において考えられていたような中世における lokale Wirtschaft の経済秩序に対し interlokale Wirtschaft を考えるということは、実は単に経済流通の範囲に関する問題たるにとどまらない。それは広く中世の経済秩序そのものの本質に関する考え方を根本的に改めしめるものでなくてはならないであろう。最近二十有余年来における中世遠距離通商の研究の成果が特に重視せられる所以は正にこの点に存する。」<sup>338</sup>そして、この「中世の経済秩序そのものの本質」をめぐる論議に参加したのがフリッツ・レーリヒの「中世の世界経済」論（一九三三年）であった。レーリヒは、ヨーロッパ中世都市の現実の経済は「二元的なものに分裂して」おり、「一方には都市の小市民のための施策、他方には遠距離商業のための施策があった」と述べた。そして、こう続けている。後者の施策が目差した「活動分野は都市に接した周辺部ではなくて、世界」であり、「その担い手というのは、生産者といったようなものではなく、商人であった」と。こうした世界市場経済を担った三大商人として、レーリヒはヴェネツィア、リユーベック、それにニュルンベルクの商人をみていた。<sup>339</sup>

レーリヒのこの「中世の世界経済」論を、鈴木成高はこう要約した。レーリヒは「都市経済と世界経済とが両立し並存しうるものであることを主張し、この二の傾向の並存という二元性において中世の経済体制の根本構造を認識せんとしている」<sup>340</sup>。すなわち、ここで、注意すべきは、レーリヒは、都市経済の存在を認め、しかも都市経済と世界経済とを、相互に排斥しあうものとはみていない、また、両者のあいだを、いわば主と従の関係、一次的と副次的の関係、同質と異質の関係とは考えていない、ということである。この点で、本位田祥男のつぎの所論は、「中世の貿易」に十分注意を払ってはいないもの、依然として、中世都市の「自給自足」性に重きを置いている。「中世は貿易に伴う異質的なものを含みながら、都市経済としての個性をもっていた」<sup>341</sup>。また増田四郎は、中世都市の「二面

性」・「二重の性格」(「いわば開放的な面と封鎖的な面との複合体」)を強調しつつも、こう述べる。「できるだけ封鎖的に閉結しようとの意図がつよいほど、拡大された領野の中で主体的に自己を主張する力も強化せられ、結果として開放的な性格をそなえた」<sup>342</sup>。この所論のかぎりでは、ここにも、いずれかといえば、中世都市の封鎖的都市経済に重きが置かれているようである。<sup>343</sup>

他方、増田四郎は中世都市の「すべてのもの」が「同時に二重の性格を兼ね備える」ともみている。<sup>344</sup> ということは、言葉を変えていえば、ひとつの制度なり権利なりが「二重の性格」もっていることでもある。例えば、かの互市強制権は、ある意味では都市の封鎖性を示すとともに、ある意味では開放性を示している。開放性とは、「自分の町を他の町より以上に開放的な経済活動の網の目に乗せ、特殊的地位をもつもの」にせんとする目的にあった。<sup>345</sup> ともあれ、こうして、都市政策が「同時に二重の性格」をもつていたというのは、中世都市を考えるにあたってひとつの重要な認識である。他方で、しかし、たんに人口規模の相違に止まらない、都市ごとの相違——なかんずく、手工業者的都市と商人的都市との相違、近地商業都市と遠地商業都市との相違といった<sup>346</sup>——も、考慮しなければならない。この点は、増田四郎のみならず、レーリヒも鈴木成高も言及するところが少ない。中世の都市という都市がすべて二元性のある経済構造をとりえていたのかどうかは、問題となろう。

都市の多様性ということでもう少し付言すれば、都市参事会が「どのような階層の市民の利害を代表しているか」<sup>347</sup> によって、都市経済政策の性格は異なつてこよう。さらに、都市の政策を考えるにあたっては、商業によって取り扱われる品目の相違にも注目する必要がある。例えば、塩とか鉄とかは、自給自足の状況の中では手に入れることができないし、胡椒——これは十世紀から十五世紀にかけて貴金屬貨幣に代わる支払い手段としても用いられた<sup>349</sup>——や、銀もこれに属する。<sup>350</sup>

こういつた、さまざまな次元における、都市の多様性の現実をみてくるとき、かのビューヒアー風の「都市経済」も、すでにこれまでも指摘されているように、「理念型」(もしくは、「理念的なもの」・「概念的道具立て」)として用いることで初めて、意義をもつであろう。すなわち、これによって、ヨーロッパ都市の社会経済の多様性と特徴とをいっそう明瞭なものにする一つのでだてがえられうるからである。<sup>353)</sup>

(三) 上述のように、都市経済はたんに閉鎖的でもなく、たんに開放的でもなかった。そうではなく、閉鎖性、開放性の二重の性格をもっていた。しかし、他方で、この二面性格論も、結局は依然、閉鎖性と開放性といった二様の軸を前提にしていることでは、一面性論とあまり変わりはない。ただ、それら二つの要素の同時進行——多かれ少なかれ併存——を主張するにすぎない。問題は、どうして二つの要素が大なり小なり併存しえたのか、併存しえていた中世的経済機構そのものを問うことが肝要である。すなわち、歴史の問題である。ここでは、もちろん、このような大きな問題をとりあげることができない。ただ、関係する考察の一斑を紹介すれば、増田四郎は、都市経済を市場的共同体的「家計」とみる。「経済的に主体的にならうとする単位が、もはや古代のごとき個々の家の経済ではなく、都市という集団であり、都市の市場にシンボライズされた「拡大された家計」であった」。中世的都市経済に見いだされるのは「市場に凝結される共同体的な家計保持「Haushalt」の意欲」であると。<sup>354)</sup> また清水幾太郎によれば都市経済は「都市及びこれを囲むところの農村を包括する一定地域の上に再生産せられる」ものである。<sup>354)</sup> (ただし注意すべきは、清水のようにそれを単純に「封鎖的経済組織」とのみとらえるのではなく、都市間に交わされた司法契約の事例に知られる通り開放性もちえたものとしてもみなければならぬ。その場合、都市のもつ中心地機能や、都市と遠隔地商業との関係が注目ししよう。<sup>354)</sup> 他方、河野健二は「社会の基本構造は、生産関係を中軸にして組み立てられている」との認識から、中世商業と「封建的な生産関係」との関係を問う。中世商業の経済的特質は仲継商業に

あり、「かかる商業にとつては、むしろ未発達な経済構造こそが、その繁栄のための前提条件である。生産が封建的な拘束の下に、もつばら使用価値のための生産として営まれ、生産者が自立性をもつことなく、封建領主の政治的・法制的強力の下に隷属していることが、自立的な商業資本の発展にとつての地盤<sup>355</sup>」である。これとの関連でいえば伊藤栄はケルン都市工業の考察を通して、手工業およびその組織（つまり同職ギルドワゴンスト）が「都市経済のいわば骨格」とみた<sup>354</sup>。また、高橋清徳はブルジュにおける年市に関して「領主制システム」の存在を指摘する<sup>356</sup>。「ブルジュでは旧マルシェ広場で三回の年市がひらかれた。ただし、都市への補給という点で見ると、それは商業のみによつてなされるのではなく、このほか都市内の聖俗の領主の館に市外の領地から運ばれる物資、つまり領主制システムによる補給もかなりの比重を占めていた」と。最後に山田雅彦は十二世紀フランドルにおける市場の形成と発展をめぐる考察において、西欧的「地域国家」の代表格としてのフランドル伯という「諸侯権力」の意義に注意を喚起する。「西欧中世中期フランドルにおける市場網の形成と発展は、ただ単にヨーロッパ世界経済の拡張と商人資本の伸張のみによつていてのではない。また、領主制説のごとくひとえに封建領主の政策を強調してもならない。都市商人と諸侯権力とが共に市場の発展を支えたのであり、両者がそれぞれの成長を相互に助けた<sup>357</sup>」と。

このようにひとこと都市経済といつても中世的世界のなかで多様多層的な側面を抱えていた。この場では、これらの見解を紹介するに止めざるをえない。ただ、一つだけ注意を喚起しておくのは、いみじくも、右述増田四郎の見解に、もはや「古代」のごとき個々の家の経済ではなく云々とあつたように、中世都市経済、中世商業を問うにはどうせんのごとであるが、歴史的パースペクティブをもつ必要がある。一民族の全体が商業に携わつた古代の時代を、またとくに近世的国民経済、もしくは領邦経済の時代を、視野にとりこんだ考察<sup>358</sup>である。これが、右に、歴史の問題と述べた所以である。この点は、上述の、フェーデと裁判との関係問題についてもあてはまる。すなわち、この二つの



法的要素が両立しえていた社会を正当に理解するについては、中世的社会から近世的社會への変遷を視野に入れなければならぬ。一例をもつて示せば、かつて鯖田豊之が十四世紀における盜賊騎士団をめぐる考察において指摘したところが、ここで注目されよう。「ラント・フリーデの取り上げた盜賊騎士の絶滅は、單なる反社会的なものを抑圧でなくして、中世的秩序から近代的秩序への転換という意味合いにおいて、捉えられなければならない」と。<sup>358</sup>

(四) 報復的差押えが禁じられたところにみられるものは、また、外人にたいして差押えをおこなわんとするにはまずもつて裁判に訴え出るべしとされたところにみられるものは、外人を歓迎しその利益になるように配慮するといふ都市の政策であつた。これは、一都市の政策であるとともに、司法契約に見いだされたように諸都市相互でとりきめられた政策でもあつた。都市はこれによつて、遠隔地商業であれ近地商業であれ、都市と都市とを繋いで展開する商業生活の促進に寄与せんとする。いわば、差押えをめぐる、都市と都市とを繋いだ、中世の普通法と同時に地域の生成がみられる(a)。しかるに、他方で、都市は、外人を、個々の都市の外來者法廷に繋ぎとめ、個々の都市の参事会の排他的な裁判権に服せしめる政策をとる。原告は被告の裁判所に訴え出るべし、との裁判籍をめぐる一般法を盾にとつて、また司法契約の締結を通して、都市参事会は、外人——原告となる場合であれ、被告となる場合であれ——は、彼が現に滞在する都市の裁判所において裁判を受けるべし、と命じた。外人処遇をめぐる、いわば、法的な次元での自給自足の状況である(b)。これら二方面(a)(b)の状況は、経済生活において「世界経済」と「都市経済」とが併存しえていた状況の、法律版を意味していたといえよう。

これはともかく、ここで注意しておきたいのは右に「世界経済」と述べられているものでも、じつはその根本を問えば「都市的状況」が中心にあることである。大類伸の言葉でいえば、そこでは「ただ都市の利益をのみ目的としたに過ぎない。」言い換えれば、「自給自足の範圍を脱して広い通商關係を結ぶに至つても後世のような世界的のもので

なく、ただ各都市相互の關係に過ぎなかつた。<sup>359</sup>（世界經濟）を担つた商人も（都市經濟）を背負つた存在であつた。このことは、つぎの言葉にも表われている。「有力な諸都市は、外地の商人が、自己の支配する一定地域に入つてくることが防止すべく努力する。」ジェノヴァはフランスの商人がジェノヴァ以南で取引するのを禁じ、ウィーンはレーゲンスブルクやパッサウの商人がドナウ河を下つてハンガリーに通商に行くことを邪魔しウィーン市民に向けて商品を販売するようにさせ、ノブゴロド商人はハンザ商人がノブゴロド市よりも遠いところと取引するのを妨げ、「自分たちは外国商人と奥地都市間の仲継商人として活動する権利をもちつづけた。」ヴェネツィアも例えばラヴェンナにたいして同様な政策をとつた。<sup>360</sup>さらに、イングランドの「ある都市においては、外来商人にたいする債務の履行は共同の責任とし、然る後に当の債務者に支払を求めることにした。また他の都市においては、その命に服しない債務者を追放や投獄の刑罰に処したりまたは「彼の家を閉じ、中に入るのを禁止したり」した。」<sup>360a</sup>というのも、同工異曲の状況を示している。すなわち、ここに「共同の責任」とあるのは都市全体の責任を意味する。

（五）こゝういつた（都市的状況）は、裁判法史の側面から問えば、裁判権力組織の完結性であり、かつ排他性である。これについては、報復的差押えに關係してプラーニッツの所論がある。これによれば、報復的差押えの起る歴史的根柢は、シユタウファー朝時代において、裁判制度の統一性が崩壊したことにあつた。カローリンガー時代においては国王のもとに統一されていた裁判制度がいまや解体したのである。解体に伴いつつ、自立的裁判権の担い手が簇生する。とくに、都市と領邦である。すなわち、十二世紀後期以降、都市が多数建設され、また領邦あるいは領域権力が著しい展開をみせ、それらがそれぞれ、固有の裁判制度をもち独立した裁判権を行使する。これらの裁判制度と裁判権の担い手たちはもはや王権を媒介にすることなく、直接的に相手当事者と交渉する。こうした状況のなかで、諸々の裁判所が、ある一つの紛争について、裁判権をめぐるたがいに競い合うことになるのである。<sup>361</sup>

このような、裁判権力組織の完結性、排他性の状況についてはブラーニッツにかぎられず一般に認められているところである。裁判をめぐる右のような状況は、外人債務者にたいし債権を實行しようとする者にとつて著しく難しい事情をつくる。このため十二世紀以降、報復的差押えが登場してくる。<sup>362</sup>こうして、債権者が外人債務者本人の同僚市民を偶然発見し、その身柄を現実には拘束できるときは、債務者本人に代えて同胞市民を差し押える。これは債務者本人を訴訟に応じさせるための手続きである。この手続きの成立を担保していたのは、他方で、同じく裁判権力・裁判組織の完結性、排他性なのであり、有力商人によつて支配されていた都市参事会の閉鎖的性格である。こうして、「報復の制度は、初期中世〔すなわちここでは、十六世紀までの時代〕における商企業の特種性格に即応していることに在った」としてこう続けて述べられているところが、以上によつてよく理解できるであろう。「即ち、中世初期という時期は、都市およびそのギルドが、取引を目的として一つに結集した緊密な経済単位を構成している時期であつて、この単位が夫々に、その構成員衆を彼らの正当な要求に關して他の諸都市から守り、それ故に反面、自身の市民衆の非行および債務に關して責を負う、即ち、先ずもつて正しくも責を負つた時期であつたからである。」<sup>363</sup>

しかし、他方で、改めて考慮にいれておかななくてはならないのは、都市の生命線ともいふべき通商の促進ということである。報復的差押えの禁止がかくも繰り返し文書に認められるということは、商業生活を正当に評価して初めて、その意義を十分理解できるのである。かくして、報復的差押えと、その禁止とは、都市裁判権力の完結性、排他性と、商業の発展とのあいだの競合関係のなかに現実的根柢をもつていたといえるであろう。

以上、本稿は報復的差押えじたいの法史には十分には立ち入ることはできなかったものの、報復としての差押えをめぐつて、それが起きたフューデ的狀況、外来者法廷における都市裁判権力の狀況、またとくに——これまで、やや等閑に付されてきたきらいのある——商業史的環境が、たとえ一端ではあれ、明らかになつたとすれば、本稿の目的

説 は一応達せられたことになる。

論 注

- (1) 一九九七年、ハーベスト社。本訳書について、山田雅彦「ヨーロッパの異人歓待と共同体型公共社会の歴史性」『市場史研究』十七号(一九九七)八二頁以下参照。
- (2) ホール・ユツラン(小町谷操三訳)『商法史』(一九七〇・有斐閣)二十二頁以下参照。なお、歓待・厚遇の根拠をめぐる諸所論を紹介する Goldschmidt, Levin, Handbuch des Handelsrechts, 3. Aufl., Bd. I, Abt. 1, Lief. 1, Stuttgart 1891(Ndr. 1973) 34 mit Anm. 60 では、その倫理的宗教的契機が強調されている。なお、廣瀬祥彦訳「コールドコミュニティ」『商法史序論』『法学新報』三六の九(一九二六)一〇三頁(「信義」)参照。
- (3) Zoepfl, Heinrich, Das alte Bamberger Recht als Quelle der Carolina, Heidelberg 1839, Urkundenbuch p. 22(§. 66, 67, 68), cf. Rudorff, Hermann, Zur Rechtsstellung der Gäste im mittelalterlichen städtischen Prozeß, Breslau 1907, 36 Anm. 3.
- (4) なお、ハンス・ヴェルナー・ケッツ(川口洋ほか訳)『中世の日常生活』(一九九四・中央公論社)三二四頁(政治生活を除いて)「婦人は全面的に都市の自由権に与って」いた)を参照。
- (5) 比較都市史研究会編『都市と共同体 上』(一九九二・名著出版)一六九頁。
- (6) Osenbrüggen, Eduard, Die Gastgerichte, in: Studien zur deutschen und schweizerischen Rechtsgeschichte, Schaffhausen 1868(Ndr. 1969)M7; Maurer, Georg, Ludwig von, Das Stadt- und das Landrecht, in: Rupprecht, von Freising, Stuttgart 1839(Ndr. 1969)309 ff.; Clauben, Hans-Kurt, Freisinger Rechtsbuch, Weimar 1941, §§ 198 ff.
- (7) エアリッヒ(川島武宜／三藤正訳)『権利能力論』(一九七五・岩波書店)四二／四三頁(古代ローマについて)、六六

頁(中世にうつて)を参照。

- (9) 例として、Schulze, Alfred, *Über Gastrecht und Gastgerichte in den deutschen Städten des Mittelalters*, in: *Historische Zeitschrift* 101, 1908, 502(Ann. 2-503(Ann. 1))は、中世ドイツ都市について十二世紀後期から末期を転換期とみて厚遇から冷遇への変遷を構想する。また同様にP・レーメ(鳩浩訳)『商法史概説』(二)『神戸法学雑誌』三三の三(一九八二)六三九頁(「十二世紀後半以来殊に十三世紀以来始めて、外人衆との競争の闘いの内に」)。ハーゼブレック(原随園ほか訳)『都市国家と経済』(一九四三・創元社)四五頁(「極力外部からの移住を防止せんとする努力」)。なお遠隔地商人層の都市貴族化と小売商業の独占化に伴った外来商人の排除化現象について晴田豊之『ヨーロッパ封建都市』(一九五七・創元社)一二九頁(「商業の制限」)、一三三頁(「外来商人を排除」)、一三七頁(「外来商人および農村共同体員を排除」)を参照。
- (9) cf. Schulze(wie Ann. 852)(Ann. 1).
- (10) 穂積陳重『復讐と法律』(一九八二・岩波文庫)二四五頁以下。なお、これに関連する歴史的事象の一斑については、明石三郎『自力救済の研究 増補版』(一九七八・有斐閣)九二頁以下の叙述を参照。
- (11) Wach, Adolf, *Der italienische Arrestprozess*, Leipzig 1868(Ndr. 1973), 50 mit Ann. 8.
- (12) 野田良之他訳『法』の精神 中(一九九二・岩波文庫)二二四頁。
- (13) モンテスキューは「こうはいうものの、つぎに本文で紹介するマグナ・カルタの箇条の意図は、「パロンが安価に輸入品を取得せんとするにあつて、商人の為に通商貿易の自由を保護確立する様な、他人の為の好意に出たものではない」とし、「従前の取扱を確認したに過ぎない」とされる(原田慶吉「マグナ・カルタの解説」(三)『国家学会雑誌』六二の一(一九四八)三七頁)。
- (14) 田中秀央「羅和対訳 マーグナ・カルタ」(一九七三・東大出版会)九五頁(第四十一条)以下による(「」内は引用者。本稿以下同じ)。なお、高木八尺他編『人権宣言集』(一九七七・岩波文庫)四六頁も参照。cf. Goldschmidt(wie Ann. 2)122 mit Ann. 94.

- (15) ユヴァン前掲書(前注2)二二六頁以下。またウェーバー(黒正巖/青山秀夫訳)『一般社会経済史要論 下巻』(一九六五・岩波書店)二二七頁参照。
- (16) 前者について今井登志喜『都市発達史研究』(一九七〇・東大出版会)八四頁(「市民たる」同業者と同じく外国人も町の一定の区域に居住)、後者についてはハンス・K・シュルツェ(千葉徳夫ほか訳)『西欧中世史事典』(一九九七・ミネルヴァ書房)二七六頁上段(「寄留者」)参照。他方で(市民)「概念じたいの多様性についてその一端は谷和雄『中世都市とキルド』(一九九四・刀水書房)一九八頁以下。
- (17) 世界史にあらわれた一例として、馬場恵二「アテナイにおける在留外人の訴訟能力」(『青山学院女子短期大学紀要』第十九輯)でとりあげられている在留外人 *metoikoi* がある。またハーゼブレック前掲書(前注8)四六頁以下。
- (18) 馬場恵二前掲論文(前注17)二二頁(「閉鎖性と開放性の均衡」)を参照。
- (19) 一例に、拙著『中世ドイツの刑事裁判 生成と展開』(一九九八・多賀出版)二二五頁の事例(バイエルン大公とオーストリア大公とのあいだの街道保護をめぐる取り決め)参照。
- (20) 例えば、アインベック Einbeck 市とドゥーターシーシュタット市との契約を参照(『Urkundenbuch der Stadt Duderstadt bis zum Jahre 1500, 1885, nr. 11, p. 14』。類似の契約として) Stob, Heinz. Urkunden zur Geschichte des Stadtwesens in Mittel- und Niederdeutschland bis 1350, Köln/Wien 1985, nr. 285 (a. 1259. Lübeck-Rostock-Wismar)。
- (20 a) 例えば野見山温『欧羅巴中世紀国際仲裁裁判制度の特異性』「法政研究」六の二(一九三六)三八頁以下の事例を参照。
- (21) cf. Albrecht (wie Anm. 88) 138 Anm. 300 (besonderer Verträge); Wach (wie Anm. 11) 39 (Anm. 5); Planck, J. W., Das deutsche Gerichtsverfahren im Mittelalter, II. Braunschweig 1879, 372 (nicht selten Verträge)。
- (22) Ebel, Wilhelm, Justizverträge niedersächsischer Städte im Mittelalter, in: Göttinger Festschrift für das Oberlandesgericht Celle, Göttingen 1961, 9-26. (これは後に彼の論文集 Ebel, W., Rechtsgeschichtliches aus Niederdeutschland, Göttingen 1978, 157-173 に収録された。本稿における引用は、便宜上、この後者によった)。

- (23) Wirth, Rüdiger. Die Jurisdiktionsverträge in Süddeutschland während des Spätmittelalters. Diss. München 1965. cf. Kohler, Michael. Das Schiedsgerichtswesen nach bayerischen Quellen des Mittelalters. München 1966. p. VI.
- (24) cf. Ebel(wie Anm. 22) 158 Anm. 3, 4.
- (25) 以上引用文は、増田四郎「新版 西洋経済史概論」(一九七三・春秋社) 一三三頁、一二六頁。なお、中心地理論との関連における小都市研究の意義について田北廣道「中世後期ケルン空間における経済・社会・制度」『社会経済史学』六三の二(一九九七) 五七頁上段以下、七二頁下段(「中心地システム」)。さらにこの点について森本芳樹「西洋中世の都市Ⅱ 農村関係」『社会経済史学の課題と展望』(社会経済史学会編・有斐閣・一九九二) 一九五頁以下。
- (26) デュビイほか(森本芳樹編)「西欧中世における都市と農村」(一九八八・九州大学出版会) 一六七頁。
- (27) なお、(「遠隔地商業」)もしくは(「遠隔地貿易」)に関しては、これがヨーロッパ中心の概念であるとして東西交渉史研究の方面から問題が提起されている。「アジアは多元的世界であるから、商業路を歴史の主軸としなければ、歴史の総合は不可能に近い。その「つまり、商業路の」軸線形成の基盤をつくっている「中継貿易」の存在と威力は、西洋史でも閉却されてはならない。いつまでも「遠隔地貿易」といった自己中心の表現を使っているべきではないであろう。一元世界を対象とし、あるいは対象のために一元世界を作りあげ、それを基準とする価値観によって多元世界を処理する方法を脱却しない限り、中世ヨーロッパの正しい理解さえできない」(松田壽男「アジアの歴史 東西交渉からみた近代の世界像」(一九九三・岩波書店・同時代ライブラリー) 一九五―六頁。ここに主張されている全体の趣旨は賛同できるが、もし(「遠隔地貿易」)がたんに「表現」だけの問題でないとしたら「中継貿易」とはどう異なるのかは、よくわからない。新陸人「ヨーロッパ都市の原像」(一九七五・木鐸社) 八九―九二頁によれば、イタリア都市の経済活動は「仲介的な商品取引」(代表格の商品は香料)とされ、これ自体「遠隔地交易」であった(ちなみに、ヴェネツィアが関係した四航路「ギリシア航路、キプロス、シリア、パレスティナ航路、アレキサンドリア航路、フランドル航路」)ことの、ヴェネツィアの輸出入商品の詳細については、塩野七生「海の都の物語 ヴェネツィア共和国の一千年 上巻」(一九八九・中公文庫) 一三五頁以下を参照)。これ

にたいして、北欧型商業は商人の「拠点とする地域の産業と密接な結びつき」をもっていた（代表格の商品は毛織物）。ハンザ商人もまた仲介的な取引に従事した。ただこのときでも、生産地の近くに拠点を有して生活必需品を商ったが。なお、陸上商業路の研究についても、すでに古くヨーロッパ史において注目されてきている。後注(72)の Aloys Schulte の研究を参照。最後に、右の二大商業圏とこれを結んだシャンパーニュ伯領の大市とについて、またこの大市商業の衰退と、プリュージニへの、さらにアントワープへの商業勢力の移行（商業の性格の変化）とその理由とについて、十二世紀から十五世紀のヨーロッパ商業をめぐる要をえた叙述として、井上泰男「西欧社会と市民の起源」（一九七六・世界史研究双書・近藤出版社）二五八—二六六頁を参照。ともあれ、当面ここでは、右のように、へ遠隔地貿易の概念にたいして問題が提起されていることだけを指摘しておく。

(27a) 井上泰男「都市が語る世界の歴史」（一九七八・そして文庫）一〇五頁（地方的市場）、井上泰男「西欧文化の条件」（一九七九・講談社現代新書）一七二頁（在地的商業）以下。

(28) セリグマン編（立川昭二ノ綿貫譲治訳）「社会思想史 上巻」（一九六〇・角川文庫）一八四頁。

(29) 梶山力「バーゼル市を中心とする欧洲中世の商業路」同「近代西欧経済史論」（みすず書房・一九四八）七九頁。

(30) 佐藤るみ子「中世後期ヨーロッパ交易におけるバーゼル経済圏(2)」『純心女子短期大学紀要』二十（一九八四）八一頁。

(30a) アルノ・ホルスト（永野藤夫ほか訳）「中世の巷にて(下)」（一九八七・平凡社）七二頁（十三世紀初めのフライブルク・イム・ブライスガウ市の法）。

(31) 宮下孝吉「西洋古代・中世経済史」（一九六七・ミネルヴァ書房）三七六頁。宮下孝吉「経済史概論」（一九七六・見洋書房）四一頁。また野村兼太郎「一般経済史概論」（一九四〇・有斐閣）二二八／三二九頁、堀江保蔵「西洋経済史概要」

（一九四九・実業の日本社）六九頁以下、伊藤栄「西洋商業史」（一九七一・東洋経済新報社）八十頁を参照。またソンバルト（岡崎次郎訳）「近世資本主義 第一巻第一冊」（一九四二・生活社）二七七頁以下。

(32) 増田四郎ほか「西洋経済史 上巻」（一九五七・有斐閣）一六〇頁、またシュモラー（正木一夫訳）「重商主義とその歴史



- 史的意義】(一九七二・未来社) 十五頁(強制通商路)。
- (33) カール・ビュヒアー(淡川康一訳)『国民経済進化論』(一九六〇・雄渾社) 二〇五頁。同(権田保之助訳)『増補改訂国民経済の成立』(一九四二・栗田書店) 一一九頁。
- (34) なお中世時代イングランド商人が外国商人にたいして著しく排他的であったことについて、またこれにたいして一三〇三年エドワード一世が商人法(Carta mercatoria)によつて外国商人を厚遇せんとしたこと、およびイングランド商人の反撥について、重藤威夫「英国中世経済の発展過程」(一九六二・酒井書店) 一三九頁以下、クノー(後注38) 二四七頁。
- (35) 山瀬善二「南フランスの中世社会・経済史研究」(一九六八・有斐閣) 一〇四頁。
- (36) フリッツ・レーリヒ(魚住昌良/小倉欣一訳)『中世ヨーロッパ都市と市民文化』(一九七八・創文社) 八七頁参照。また今来陸郎「都市と市民―中世のヨーロッパ」(一九七三・至誠堂新書) 一三四頁以下。
- (37) 伊藤栄「アルプス越えの中世商業路」『歴史教育』十七の一(一九六九) 二七頁上段。またバイヤー前掲書(前注1) 一九八頁下段(ドイツ商人の強制宿泊)を参照。なお、ヴェネツィアとジェノヴァとのあいだの苛烈な商業的報復戦争について岩村忍「マルコ・ポーロ」(一九七二・岩波新書) 一二五頁以下。
- (38) アシユレー(野村兼太郎訳)『英国経済史及学説』(一九三二・岩波書店) 一八五/八六頁。なおドイツ人のためのヘンリー三世の商業政策の一端についてハインリヒ・クノー(藤沢保太郎訳)『世界経済史大系』第三卷(一九四一・育生社弘道閣) 二四六頁(イギリスにおけるドイツ人の全ハンザ同盟)。
- (38 a) E・リップソン(天川潤次郎訳)『イギリス社会経済史 上巻』(一九五二・日本合同通信社) 三四頁。
- (39) 重藤威夫前掲書(前注34) 二〇八―二〇九頁。
- (40) 堀江保蔵「経済史概説(新版)」(一九七七・有斐閣) 一七六頁。同様に、堀江保蔵『西洋経済史概要』(前注31) 七〇頁(「他の都市の同様な取締りによる報復」を参照)。
- (40 a) リブソン前掲書(前注38 a) 三八頁。

- (41) W・ミチエル(鳩浩訳)「ヨーロッパ初期商人法史(承前)」『撰南法学』十八号(一九九七)一八九頁。
- (42) ミチエル前掲書(前注41)一九〇頁。
- (43) Pirenne, Henri, *Economic and Social History of Medieval Europe*. London 1949, 94(arrest for the debts of their lord or their fellow-country men). アンリ・ピレンヌ(増田四郎ほか訳)『中世ヨーロッパ経済史』(一九六〇・一條書店)一一五頁。なお、「漂着物取得権」については、滝本誠一「増訂 中世欧州経済史」(一九三二・同文館)一七五頁(破船の略奪権)、「滝本誠一『欧州経済史』(一九二七・丸善)一七五頁」および Kulscher, Josef, *Allgemeine Wirtschafts-geschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, 16. Aufl., München 1968, 309(Strafrecht), クーリツシニェル(伊藤栄彦)諸田實訳「ヨーロッパ中世経済史」(一九七四・東洋経済新報社)四八九頁。
- (44) ミチエル前掲書(前注41)一八九頁。なお後代一三三六年フランスに「忠義たて」をしたフランドル伯にたいする「イギリス側の報復行為」についてマンフォード(生田勉訳)『歴史の都市 明日の都市』(一九七一・新潮社)二四四頁下段。
- (45) 田中善治郎『欧州経済史(中世)』(一九四三・有斐閣)一九一頁。また堀江保蔵『西洋経済史概要』(前注31)七四頁(「商品を差押えられることなき旨」)。シャンパーニュの大都市(フェア *Fair*)を訪れる商人のための保護について、詳細は、五十嵐喬『欧州商業史 増補版』(一九七六・御茶の水書房)一九七頁以下を参照。なお、市場の平和との関連で一般に、石浜知行『経済史概論』(一九二八・巖松堂)三五一頁。この差押え禁止の意味において、市場法 *Marktrecht* がすなわちアンソール法 *Ansörlrecht* であった点のドイツ諸都市の事例について Schm, Rudolph, *Die Entstehung des deutschen Städtewesens*, Leipzig 1890, 51 f.
- (46) Kulscher(wie Anm. 43) 285(kein Zufuchtsort), クーリツシニェル前掲書(前注43)四五四頁。
- (47) 重藤威夫前掲書(前注34)二〇一頁。なお、イングランドの国際大都市の一つ、この聖アイサウスの *Silves* の大都市と、その裁判所については、J・クラバム(山村延昭訳)『イギリス経済史概説上巻』(一九七九・未來社)二二六頁を参照。
- (48) これについて詳細は、例えば、宮下孝吉『西洋古代・中世経済史』(前注31)三二六頁、河野健二『西洋商業史』(経営

- 経済学体系十九・一九五二・三笠書房) 一二四頁、堀米庸三(責任編集)「中世ヨーロッパ」(世界の歴史3・一九七二・中央公論社) 三九二頁以下、柴田三千雄ほか編「世界歴史大系フランス史1(先史/一五世紀)」(一九九七・山川出版社) 三六一頁を参照。なお、シャンパーニーユの大都市の本来的機能は「隣接地域間での基本的物資の交換」にあったとの問題提起について山田雅彦「市と交易」江川温/服部良久編著「西欧中世史」中(一九九五・ミネルヴァ書房) 一六九頁参照。
- (49) 五十嵐喬「欧州商業史 増補版」(前注45) 一九九頁。またジュールジュ・ルフラン(町田実/小野崎昌裕訳)「改訂新版商業の歴史」四四頁(「大法官の印」)。なお、大市裁判所の一事例としてグランソ(増浩訳)「フランス商事裁判所略史」『神戸法学雑誌』三十の四(一九八二) 九三三頁(「名の印掣を保管する尚書役」)。
- (50) レオ・ヒューバーマン(小林良正/雪山慶正訳)「資本主義経済の歩み——封建制から現代まで——(上)」(一九六三・岩波新書) 三四頁。またユヴラン前掲書(前注2) 六六頁(「団体の除名、又は都市の除名」参照)。
- (51) KulischerAnm.43285-86(nur auf der Messe nicht)クーリッschエル前掲書(前注43) 四五四頁。
- (52) 秦玄龍「一般ヨーロッパ経済史」(一九七三・法政大学出版局) 一三三頁。また Kulischerwie Anm.43337(in Brügger), クーリッschエル前掲書(前注43) 五三七頁も参照。
- (52 a) 野村兼太郎「世界商業史要」野村兼太郎ほか「商業学(下)」(経済学全集第三十八・一九三二・改造社) 四五頁。
- (53) 吉川秀造「西洋商業史」(一九七二・法律文化社) 九七/九八頁。また Kulischerwie Anm.43309(Anhaltung und Aubrängen ihrer Schiffe)クーリッschエル前掲書(前注43) 四八九頁(「報復拿捕制度 Repräsentationssystem」)。徳増栄太郎「中世都市と近世都市」(一九四一・日本放送出版協会「ラジオ新書」) 一〇七頁(「北方の大小名は海賊船に投資」)。
- (54) 本位田祥男「経済史研究」(一九三七・三省堂) 三二八頁(「Crown Piracy Privatizing(私拿捕船)」)。また本位田祥男「改訂増補 英国経済史要」(一九六八・日本評論社) 八八頁(「戦争、商業および海賊」)を参照。
- (55) M・ドップ「資本主義発展の研究1」(一九六九・岩波現代叢書) 一六六頁、また成瀬治ほか編「世界歴史大系ドイツ史1」(一九九七・山川出版社) 三五五頁。なお、北原金司「西洋経済通史」(一九七五・泉文堂) 九七/九八頁(「海上遠隔

の地方から輸送したきた物資を近海に迎えて捕え、これを略奪する」を参照。

(55 a) 関谷清『ドイツ・ハンザ史序説』(一九七三・比叡書房)一七二頁以下、一七九頁。モリス・キーン(橋本八男訳)『ヨーロッパ中世史』(一九七八・芸立出版)一八五頁上段、また坂西由蔵『中世ヨーロッパ経済史』田崎仁義ほか『世界経済史』(経済学全集第二十八・一九三三・改造社)三〇六頁以下。

(56) 宮本又次『フランス経済史概説』(一九四八・有斐閣)八一―八二頁。また大瀧彰三『フランス社会経済史』(一九三九・南郷社)九二頁(敵の私掠に対しては復讐を定め)。

(56 a) 田北廣道前掲論文(前注25)六九頁上段。また後注(23)該当本文参照。

(57) 高村象平『ドイツ・ハンザの研究』(一九五九・日本評論新社)二二六頁。

(58) この、これら諸都市の参事会がフランドル、ガン市参事会にあてた文書について、筆者は高村象平が利用したものはみることはできなかったが、他の文書集収録の該当文書(Urkundenbuch der Stadt Lüneburg, 11872, nr. 32, p. 15 f.; Ehmeck, D.R. Bremisches Urkundenbuch, I, Bremen 1873(Ndr.), nr. 275, p. 316 f.)によれば、文書した代は年代は不祥で、編者によつて十三世紀初頭から中葉までいろいろに推測がなされている。

(58 a) また山田雅彦『十三世紀バボームの通過税』『西洋史学論集』三四(九州西洋史学会・一九九六)四三頁表4第二七項によると、十三世紀後期バボーム関税所にたいする苦情書には、大青を積んだイープルの商人が関税所を通過したとき「他人が犯した違反の肩代わり」に通過税を徴取されていた。ここにも報復の觀念が働いていたのかもしれない。なおクライスト作(吉田次郎訳)『ミヒヤエル・コルハースの運命』(一九九〇・岩波文庫)で博勞コル・ハースがヴィッテンベルク市にたいしフェーデを実行し放火を敢行したのは、もとはといえば、通行証不所持といった、街道沿いの城主によるいいがかりからきていた。

(59) 本位田祥男『改訂増補 英国経済史要』(前注54)八二頁。また野村兼太郎『英国経済史概論』(一九三六・南郷社)一三三頁(「全く受動的」)。これら外国商人が国王の特権をえて保護を受けていたことについて、ドップ前掲書(前注55)一

- 六二頁、さらにどんな外国の商人が英国にいたのかについてアンドレ・モロア（水野成夫／小林正訳）『英国史』（一九九三・新潮文庫）一六四頁以下を参照。
- (60) 重藤威夫前掲書（前注34）二五八頁。またG・M・トレヴェリアン（大野真弓監訳）『イギリス史I』（一九七三・みすず書房）一八一頁下段（キリスト教徒から、金を調達することが可能となる時が来たからこそ、実行可能な政策）。なお、ハインリヒ・ブレティヒャ（関楠生訳）『中世の旅 都市と庶民』（一九八二・白水社）二四六頁も参照。
- (60a) シュモラー（瀬原義生訳）『ドイツ中世都市の成立とツunft闘争』（一九七五・未来社）一〇九頁以下。また、高利貸たるユダヤ人が「非常に憎まれた」ことと、中世人の富にたいする考え方との関係について、一般に、大類伸「改稿 西洋中世の文化」（一九五三・富山房）二八九頁。なお、とくにイタリアの輸入商人による為替手形の工夫という信用制度の発展そのものが「同時に、大小の高利貸業および国際的財政金融業をも、助長した」ことについて、ヒルトン（吉田静一／武居良明訳）『封建制の危機 第二版』（一九七六・未来社）二九頁。
- (61) ミチエル前掲書（前注41）一九〇頁。
- (61a) 以上アッシュレー（徳増栄太郎訳）『イギリスの経済組織 改訳版』（一九五八・森山書店）九五頁、およびブロック（新村猛ほか訳）『封建社会』（一九七三・みすず書房）二八九頁下段。
- (62) ビレンヌ（大塚久雄／中木康夫訳）『資本主義発達の諸段階』（一九六六・未来社）十二頁。
- (63) Pirenne (wie Anm.43) 171 (a town of the second order). コレンヌ「中世ヨーロッパ経済史」前掲書（前注43）二〇六頁。
- (64) ビレンヌ（佐々木克巳訳）『中世都市論集』（一九八八・創文社）一六六頁。
- (65) Pirenne Henri, Medieval Cities: Their Origins and the Revival of Trade, Doubleday Anchor Books 1956, 85 as a local commerce). ビレンヌ（今来陸郎訳）『西洋中世都市発達史——都市の起源と商業の復活——』（一九四三・白揚社）一〇九頁（「この時代の商業を、地方市場の範囲内に厳密に限定された地方的商業であったと見ることは、決定的な誤である」）、ピレンヌ（佐々木克巳訳）『中世都市——社会経済史的試論——』（一九七三・創文社）一〇四頁。また要点的に森本芳樹

「西欧中世経済形成過程の諸問題」(一九七八・木鐸社)一四七／四八頁。なお、ビレンヌの所論に拠った研究の一例として大塚久雄「欧州経済史」(一九七三・岩波書店)五四頁、六六頁、伊藤栄「アルプス越えの中世商業路」(前注37)二二頁上段以下、伊藤栄「西洋中世都市とギルドの研究」(一九六八・弘文堂書房)六頁以下を参照。

(66) 河野健二「西洋経済史」(一九八〇・岩波全書)一〇七頁(「遠隔地商業を重視して、国内商業あるいは地域内商業の存在を無視」)を参照。

(67) ビレンヌ学説にたいする批判・疑問の一つとして、ラトウーシユ(宇尾野久／森岡敬一郎訳)「西ヨーロッパ経済の誕生——四世紀—十一世紀の経済生活——」(一九七〇・一條書店)三〇八頁以下、増田四郎「社会史への道」(一九八一・日本エディタースクール出版部)一〇五頁、一二二頁参照。また八〇〇年から一一〇〇年のまでにおける南ドイツとイタリアとのあいだの商業活動の存在を強調する所論として、宮下孝吉「西洋中世都市発達の諸問題」(一九五九・一條書店)三二二頁(「南ドイツの一司教都市の広範囲に亘る商業活動」)、二二四頁(注8)をみよ。より広い商業圏について、ジェニコ(森本芳樹訳)「中世の世界」(一九七六・創文社)二二七頁以下も同趣旨。さらに、北欧商業に関して、ビレンヌの所説(「遠地商業説」)に注目しつつも、地方的商業の意義を強調するものに、五十嵐喬「イギリス商業史」(一九六七・御茶の水書房)四一頁(「この二つの商業を明確に区別するものはない」)、最後にビレンヌ学説を背景に新しい研究状況をふまえて中世初期中期の商業史を述べるものに、佐々木克己「商業の復活」と都市の発生」(「岩波講座 世界歴史10 中世4」)一九七四(「六四頁(二つの大きな例外的地域)」)以下。

(68) レーリヒ前掲書(前注36)九一／九三頁。なお、一般にドイツの内陸諸都市の商人の活動について、秦玄龍前掲書(前注52)一一四／一一五頁参照。また今井登志喜前掲書(前注16)六二頁以下。

(69) 松田智雄編「西洋経済史」(一九七六・青林全書)八九頁(「リスボン」)参照。

(70) レーリヒ前掲書(前注36)八二頁。

(71) Stolz, Otto, Die tirolischen Geleits- und Rechtshilfe-Verträge bis zum Jahre 1363, in: Zeitschrift des Ferdinandsmums für

Trol und Vorarlberg. III. Folge. 53. Heft, 1909. 83 f. 102(Ann. 3) また原勝郎「西洋中世史概説 宗教改革史」(一九四七・同文館) 一八八／一八九頁。

(72) Schulte, Aloys: Geschichte des mittelalterlichen Handels und Verkehrs zwischen Westdeutschland und Italien mit Anschluss von Venedig. I. 1900(Ndr. 1966). 656f. die mit Venedig. W. H. ンクニール(清水廣一郎訳)「ヴェネツィア東西ヨーロッパのかなめ一〇八一―一七九七」(一九七九・岩波現代選書) 八二頁下段参照。さらに、原勝郎前掲書(前注71) 一九〇頁、松田智雄編前掲書(前注69) 八四頁(「東方貿易において西ヨーロッパは絶えず貨幣を以て東方の物産(奢侈品)を買い、北イタリアや南ドイツの商人はその仲介をしていた」)。なお、山口平四郎「アルプスの峠と隘道(下)」(「立命館文学」一二〇号(一九五五) 三六四頁、伊藤栄「アルプス越えの中世商業路」(前注37) 二六頁上段以下を参照。最後に、ヴェネツィアと、上オーストリア、シュタイア市とを結ぶ商業路について、服部良久「ドイツ中世の領邦と貴族」(一九九八・創文社) 二九七頁以下。

(73) 今野國雄「西洋中世世界の発展」(一九七九・岩波全書) 二四七頁。また増田四郎「ヨーロッパ社会の誕生」(一九四九・啓示社) 二五一頁(「レーゲンスブルグやヴィーンの地位が確立」)。その他、宮下孝吉「西洋中世都市発達の諸問題」(前注67) 三三三頁(「南ドイツの遠地商人」) 参照。とくに十五世紀中葉以降の南ドイツ商人について、白杉庄一郎「近世西洋経済史研究序説」(一九五〇・有斐閣) 十八頁(「銀および銅が南ドイツの巨商によつてヴェニススのドイツ人商館にもたらされ」た)。なお、ドイツの銀が十三世紀、シャンパーニュの大市や、イギリスへの途上において交易されていたことについて、ゾンバルト前掲書(前注31) 三四八頁。

(73a) G. バラクロウ編(宮島直機訳)「新しいヨーロッパ像の試み」(一九七九・刀水書房) 一四三頁。

(74) 堀江保蔵「経済史概説(新版)」(前注40) 一八四頁。同様に、堀江保蔵「西洋経済史概要」(前注31) 八三頁。また野村兼太郎「経済史」(入門経済学(3)・一九四二・ダイヤモンド社) 一三八／一三九頁(「その他のドイツ商人も陸路イタリアに出て、商業を学ぶと共に、そこで商品を仕入れて、北欧に齎した」)。なおコスミンスキー(ソヴェト研究者協会訳)

- 『世界史教程 中世』(二九七四・青木文庫)一〇五頁(「客人」)。
- (75) 飯塚浩二「東洋史と西洋史とのあいだ」(一九九一・岩波書店)二四八頁(「立派に組織されていた交通網」)、二五七頁(「道路の全然安全なこと」)を参照。
- (76) 野村兼太郎「経済史」(前注74)二二六頁。なお山中謙二「西洋中世史」(一九五八・有斐閣全書)二七八頁以下も参照。また斎藤寛海「中世ヨーロッパの貿易」【中世史講座11】(一九九六・学生社)二四八頁参照。
- (77) 宮崎市定「アジア史概説」(一九九一・中公文庫)二六八頁。また岩村忍(責任編集)『西域とイスラム』(世界の歴史 5・一九八三・中公文庫)三五八頁(「数千人のヨーロッパ人の居留民」)、宮崎市定(責任編集)『宋と元』(世界の歴史 6・一九七七・中央公論社)四七〇頁(「西アジア地方といっそう密接に結合」)を参照。なお、マルコ・ポーロに関係した事例について、アイリーン・パウア(三好洋子訳)【中世に生きる人々】(一九六五・東大出版会)八四頁(「商人も宣教師もいっせいに東の方カセイ」Cathay=中国)に海陸両路を通して旅行した)、白杉庄一郎前掲書(前注73)十四頁(「伝道師や商人にして陸路蒙古に旅行し」)を参照。
- (78) cf. Buchda G. Kummer, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte II (Lief. 13, 1975), Sp. 1257-58. 山田晟「ドイツ法律用語辞典」(一九八一・大学書林)一九頁 (Arrest)。
- (79) アードルフ・ヴァッハ(中務俊昌/岡徹訳)「仮差押訴訟の歴史的發展(九)」【法学論叢】一〇五の二(一九七九)九八頁、同一〇五の三(一九七九)七七頁。
- (80) クーリッシエル前掲書(前注43)四八九頁。前注(53)参照。
- (81) Buchda(wie Anm. 78), Sp. 1258-59.
- (82) Rössler, Emil Franz, Die Stadtrechte von Brunn aus dem XIII. u. XIV. Jahrhundert, Prag 1852(Ndr. 1963), 50-61.
- (83) Buchda(wie Anm. 78), Sp. 1258-59; Mahnke(wie Anm. 87) 10 ff.
- (84) Wach(wie Anm. 11); Kisch, Guido, Der deutsche Arrestprozess, Wien/Leipzig 1914.





(90 a) 後述するように、ブラーニツンによれば、市民にたいする差押えは逃亡者差押えを意味していたが、このこととの関連で、この発言を参照されたい。「破産なるものは、自身が負う諸債務を免れようとするを以て不当利得を図ろうとする意図をもつてする。債務者の「逃」[ fuite ] と同一視されておえいるのである。実効性有る逃亡という図式から出發して、一切の破産者は、潜在的な「逃」者と成る」(鳩浩「編訳」『フランス破産法史』【撰南法学】二二号「一九八九」五二頁)。

(16) Planitz(wie Anm.85),I,52(Anm.7),85(kein letzter Rest der relativen Friedlosigkeit),100(III.)-101(Anm.1,2).

(81) cf. Planitz(wie Anm.85),I,84(Anm.1).

(83) cf. Planitz(wie Anm.85),I,52(Anm.9),84(Anm.4,5,6,7).

(87) cf. Planitz(wie Anm.85),I,84(Anm.2).

(89) Planitz(wie Anm.85),IV,70(Anm.270).

(96) Planitz(wie Anm.85),I,91(Wohl aber zeigt diese Erscheinung).cf. Planitz,Hans/Eckhardt,Karl August(wie Anm.85) 233; Planitz (wie Anm.85), II, 223(Anm.3) f.

(97) Buchdal(wie Anm.78), Sp.1259-62 の註釋に『オットー・ロゼンベルグの研究』が、同様： Rosenbergl, Leo, Lehrbuch des Deutschen Zivilprozeßrechts,3.Aufl.,Berlin 1931,737,747 Meyer,Herbert, Das Münhäuser Reichsrechtshbuch aus dem Anfang des 13.Jahrhunderts,2.Aufl.,Weimar 1934,34 Anm.6;Schwerin,Claudius Freiherr von/ Thieme,Hans,Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte,4.Aufl.,Berlin/München 1950,220-21(Abspaltung der Friedlosigkeit) 參照。

(98) Planitz(wie Anm.85),I,115(Anm.2).

(85) Planitz(wie Anm.85),I,90(Anm.5).

(80) Planitz(wie Anm.85),I,93(Anm.5).

(101) Planitz(wie Anm.85),IV,17(endlgültige Weigerung).

(82) Planitz(wie Anm.85),IV,18(auf dem Sterbepf.)

- (13) Planitz(wie Anm.85),III,89(in jedem Falle der Leistungsverweigerung);Planitz(wie Anm.85),IV,12(Anm.44).
- (14) Planitz(wie Anm.85),III,148(Anm.2).
- (15) Planitz(wie Anm.85),III,147(Aber die Behauptung).
- (16) Planitz(wie Anm.85),III,154(Mehr und mehr),155(Anm.5).
- (17) Planitz(wie Anm.85),III,195(Anm.6,7).
- (18) Planitz(wie Anm.85),III,197(Anm.3);Planitz(wie Anm.85),IV,14(Anm.54).
- (19) Schultz(wie Anm.85)593(gesucht und künstlich). 442 Heymann(wie Anm.85)437(Etwas gekünstelt),438(zu stark konstruktiv); cf.Kisch(wie Anm.84)10 f.;Brunner(wie Anm.86)79(Anm.39).
- (20) 449 Heymann(wie Anm.85)437(その中心命題を平和解決と現行犯手続をからの殊に差押えの由来問題について)トニーニマンに回譲しよう。
- (21) Kisch(wie Anm.84)31(Somit ergibt sich).
- (22) Planitz(wie Anm.85),III,194(nur dem Verfahren auf handhafter Tat entstammen).
- (23) cf.Schultz(wie Anm.8)508(Anm.2).
- (24) Kisch(wie Anm.84)30(Anm.4),31(Anm.1,2,3).
- (25) 一編のことに Planitz(wie Anm.85),III,193(Anm.3)14844。
- (26) Planitz(wie Anm.85),III,147(In älterer Zeit).193(Anm.3).194(der Einfluß des Gästerechts),89(die normalen Vollstreckungsmittel).
- (27) Planitz(wie Anm.85),III,193(die deliktische Natur des Fremdenarrestes:nur die Nichtleistung auf solche Mahnung).
- (28) 差押えはヤモネムに外人にたいして起るものと一般には自明のものと思われよう。Albrecht (wie Anm.86)138 (Anm.297); Kohler,Josef,Einführung in die Rechtswissenschaft,3.Aufl.,Leipzig 1908,194(Festhaltung des

- nichtzahlenden Ausländers); Rosenthal, Eduard, Beiträge zur deutschen Stadtrechtsgeschichte, Würzburg 1883(Ndr.1970), 123(wenn der Schuldner ein Fremder war), 288(ein Fremder), また、ブラーニッツは、債務履行の拒絶状態を、債務者が「相対的平和喪失」の状況にあるものとみなして、これをフエヤを関係させる(Planitz wie Ann.85), I, 68(Ann.4)が、この、古くからの見解の問題点については、周知のようにミッタイス／リーベリッヒ(世良晃志郎訳)「ドイツ法制史概説 改訂版」(一九七一・創文社)六四頁が指摘している。これについては、上山安敏前掲論文(前注85)九十頁(注③④)を参照。
- (119) Planitz(wie Ann.85), III, 167 ff.(§ 6); Planitz(wie Ann.85), IV, 11(Der Fremden-und Repressalienarrest).
- (120) Planitz(wie Ann.85), III, 192(die Gefahr der Retorsion).
- (121) Gengler, Heinrich Gottfried Philipp, Deutsche Stadtrechte des Mittelalters, Nürnberg 1866(Ndr.1964), p.221 §§.3,4,5.
- (122) Keutgen, Friedrich, Urkunden zur städtischen Verfassungsgeschichte, Berlin 1901(Ndr.1965), nr.85, p.52 n.5, cf. Planitz(wie Ann.85), III, 188(Ann.2); Planitz(wie Ann.85), IV, 16(Ann.62); Rudolf(wie Ann.3), 99(Ann.3), 増田四郎「獨逸中世史の研究」(一九四三・日本評論社)一四〇頁注(119) (= 増田四郎『地域の思想』一一九八〇・筑摩書房一二四八頁)。
- (123) このあたりの、フランドルの商人の通商活動については、Kulischer(wie Ann.43)247(Handrische Kaufleute), クーリミンエル前掲書(前注43)三九〇頁(「よりわけサン・トメルやガンの商人」)、川久保公夫「ドイツ初期資本主義の経済構造」(一九六一・法律文化社)七四頁(「積産商業の形態」)を参照。また、デュイスブルクがネーデルランドにとっての大市であったことについて、五十嵐喬「欧州商業史」(前注45)一九六頁。
- (124) ドップ前掲書(前注55)一三八頁。なお、ステープルについて、例えば右浜知行前掲書(前注45)三五六頁(「固定市場」)、アッシュレー「イギリスの経済組織」(前注61 a)一〇三頁(「一定または指定市場」)を参照。
- (124 a) ホルスト前掲書(前注30 a)六八頁。
- (125) Plantitz, Hans, Kaufmannsgilde u.städtische Eigenossenschaft in niederfränkischen Städten im 11. und 12.

- Jahrhundert, in: ZRG GA 60, 1940, 49 Anm. 7. 菊田恭之丞『中世都市成立論』(一九七五・未来社)九十頁(17)。
- (126) Wach(wie Anm. 11) 40(Es brach sich demnach), 41(Anm. 9).
- (127) Lacomblet, Th. J., Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins, I, 1960(Ndr.), nr. 464. cf. Planitz(wie Anm. 85), III, 171 Anm. 5; Stobbe, Otto, Zur Geschichte des deutschen Vertragsrechts, Leipzig 1855(Ndr. 1969), 153(a. 1178); Goldschmidt(wie Anm. 2) 121 Anm. 91(p. 122).
- (128) Keutgen(wie Anm. 122) nr. 144 p. 152 n. 31.
- (129) 重藤威夫前掲書(前注25)一〇一頁。
- (130) Gaupp, Ernst Theodor, Deutsche Stadtrechte des Mittelalters, II, Breslau 1852(Ndr. 1966), p. 103 nr. 126.
- (131) Niemeyer, J. F., Mediae Latinitatis Lexicon, Leiden 1954/1976, p. 1119[wadiare] n. 6.
- (132) 清水廣一郎『イタリヤ中世の都市社会』(一九九〇・岩波書店)一一三頁。
- (133) Gaupp(wie Anm. 130), I, Breslau 1851(Ndr. 1966), 87(n. 17), 49. 林義『ドイツ中世都市法の研究』(一九七二・創文社)三七八頁(十七)を参照。
- (33e) cf. Gierke, Otto von, Das deutsche Genossenschaftsrecht, II, 1954(Ndr.), 388-89(den alten Gebrauch).
- (134) Wirth(wie Anm. 23) 4 Anm. 1.
- (135) Wirth(wie Anm. 23) 4 Anm. 2, cf. Stobbe(wie Anm. 127) 153(a. 1267).
- (136) Ehmck(wie Anm. 58), nr. 328 p. 372, cf. Ebel(wie Anm. 22) 162(Anm. 14).
- (137) Böhmert/Lau, Urkundenbuch der Reichsstadt Frankfurt, I, Frankfurt am Main 1901(Ndr. 1970), nr. 254 n. (6).
- (138) MG Const. V nr. 649 n. 8.
- (138e) Günter, Heinrich, Urkundenbuch der Stadt Rotweil, I, 1896, nr. 181 p. 83 f.
- (139) 同前掲書' Keutgen(wie Anm. 122) 162(n. 46), 164(n. 2), 170(n. ad 46); Lacomblet, Th. J., Urkundenbuch für die

- Geschichte des Niedertheins, II, 1960 (Ndr.), nr. 452. また、林毅『ドイツ中世都市と都市法』(一九八〇・創文社) 一三七頁(四六)・一四〇頁(一一)・一五一頁(第四六項に關して)を参照。cf. Schulze(wie Anm. 8) 511(vom Jahre 1258).
- (140) Mahnke(wie Anm. 8) 713(mittelbares Druckmittel). なお R. スラムキエヴィチ(塙浩訳)「商法史講義(一)」[撰南法学] 十九(一九九八)二二一頁(「肉体的または精神的圧力」)。
- (141) ハノーファー市側から認められた契約文書は、Doebner, Richard(Hg.), Urkundenbuch der Stadt Hildesheim, I, Hildesheim 1881(Ndr. 1980), nr. 522 に、また、ヒルデスハイム市側から認められた文書は Grotefend, Karl Ludwig/Fiedeler, G. F.(Hg.), Urkundenbuch der Stadt Hannover, I, Hannover 1860(Ndr. 1975), nr. 70 に収録されている。cf. Ebel(wie Anm. 22) 157(Anm. 1).
- (142) 関谷清前掲書(前注 55 a) 二二二頁。
- (143) 高村象平『ドイツ・ハンザの研究』(一九五九・日本評論新社) 二七頁。
- (144) 野村兼太郎『一般経済史概論』(前注 31) 二二八頁。また、野村兼太郎『英国経済史概論』(前注 59) 一二四頁、宮下孝吉『経済史概論』(前注 31) 四一頁(「他市民の商人または住民」)、アッシュレー『イギリスの経済組織』(前注 61 a) 九七頁(「単に外来者、遠方から来たもの」)、今井登志喜前掲書(前注 16) 七五頁を参照。cf. Plantz(wie Anm. 85), IV, 12(Anm. 38); Gierke(wie Anm. 133a) 389(einen halb völkerechtlichen Charakter).
- (145) cf. Ebel(wie Anm. 22) 158(die Bürger der Tochterstädte).
- (146) Ebel(wie Anm. 22) 160 mit Anm. 8.
- (147) Öffnung von Neftenbach(im Bezirke Winterthur,nach dem Rhein hin); in: Grimm, Jacob, Weischümer, J. 1957, 78(n. 36). cf. Meibom(wie Anm. 89) 160.
- (147 a) P. レーメ前掲書(前注 8) 六三九頁(「客人から客人への取引は禁止される」)を参照。また Plantz(wie Anm. 21), II, 372(Goslar 66. 1).

- (148) Claufen(wie Anm.6)236(n.206)及び Rosenthal(wie Anm.118)290(Anm.3)によれば、シエトラウビンクにおいて、外人債権者は、外人債務者が逃亡したときにかぎって、しかも Kammerer (市参事会の長)の同意をえて、その財産を差し押える。
- (149) cf. Planitz(wie Anm.85),III,123 mit Anm.3.
- (150) Planitz(wie Anm.85),III,123 mit Anm.1.
- (151) Planitz(wie Anm.85),III,122 mit Anm.1,2.
- (152) Planitz(wie Anm.85),III,122 mit Anm.3.
- (153) Planitz(wie Anm.85),III,124 mit Anm.1.
- (154) Planitz(wie Anm.85),III,124 mit Anm.2.ただし、該当の事例史料はあげられていない。
- (155) Schultze(wie Anm.8)522(Anm.3).
- (156) Battenberg,Friedrich,Die Gerichtsstandsprivilegien der deutschen Kaiser und Könige bis zum Jahre 1451,Köln/Wien 1983,nr.1320.
- (157) なお、当時ハノーファー市の都市君主はブラウンシュヴァイクリユーネブルク大公である。というわけは、同大公は一八二三年同市をビルマスハイム司教に譲渡し、ついで、同市を同司教からレーエンとして受け取っていた。Brüning,Kurt/Schmidt,Heinrich,Niedersachsen und Bremen(Handbuch der historischen Stätten Deutschlands II),4.Aufl.,Stuttgart 1976,198der Landesherr 1283.ウルマスハイム市の都市君主はビルマスハイム司教である。
- (158) cf. Wirth(wie Anm.23)5(Anm.6,7).
- (159) Lacomblet (wie Anm.139),II, nr. 377.
- (160) 野村兼太郎『一般経済史概論』(前注31)一三九頁、秦玄龍前掲書(前注52)一三三頁を参照。詳細は増田四郎「獨逸中世史の研究」(前注122)四六二頁。また新陸人前掲書(前注27)八八頁、堀米庸三(責任編集)前掲書(前注48)三七二頁

- (ライン川六四、エルス川三五、ドナウ川七七)、『大類前掲書(前注60<sup>a</sup>)二九〇頁(「四十一里の間に十三の關所」)。
- (16) Lacomble(wie Anm.139),II,nr.385; Beyer, Heinrich u.a., Urkundenbuch zur Geschichte der mittelalterlichen Territorien, III, Koblenz 1874 (Ndr.1974), nr.1167.
- (16<sup>a</sup>) cf.Gudian,Gunter,Ingelheimer Recht im 15.Jahrhundert,Aalen 1968,246(eine Sonderform der Verfahrenseinleitung).
- (16) Lacomble(wie Anm.139),II,nr.610.
- (16) Lacomble(wie Anm.139),II,nr.719.
- (16) Lacomble(wie Anm.139),II,nr.789.
- (16) Kisch(wie Anm.84)27(Anm.2); cf. Albrecht (wie Anm.88) 138 mit Anm. 300.
- (16<sup>a</sup>) cf. Planitz (wie Anm.85), II, 233 (Anm. 3, 4).
- (16) Kisch(wie Anm.84)28(Anm.2),30(unstet von Markt zu Markte);Meibom(wie Anm.89)150(Anm.33).
- (16) Kisch(wie Anm.84)28(Anm.1).
- (16) cf.Rudorff(wie Anm.3)99 Anm.1.
- (16) cf.Stobbe,Otto,Die Grundzüge der deutschen Rechtsquellen des Mittelalters über den Gerichtsstand,in:Jahrbuch des gemeinen deutschen Rechts,Bd.1,1857,443 mit Anm.1;Rosenthal(wie Anm.118)124(Anm.1).
- (16<sup>a</sup>) Gengler(wie Anm.121)234 §.8,cf.Rosenthal(wie Anm.118)124(Anm.3),288 mit Anm.2 (hie verpieten lassen durch den gesworen Fronboten) ;また、この場合に裁判長みずからが債権者となり、債務支払いの義務を負う場合があった。他の事例(シエラレオンヌ二世)に引いて、Rosenthal(wie Anm.118)289(Anm.23)を参照。
- (170) プリンクマン(渡辺國廣訳)『社会経済史』(一九七八・慶応通信) 八十頁(「即席裁判」)参照。イーブル市一一年の事例について徳増栄太郎『中世都市と近世都市』(前注53) 三五頁。またハーゼブレック前掲書(前注8) 三六七頁、گرانソン前掲書(前注49) 九二五頁(注【4】) 九三二頁下段(「良きかゝ短き裁判」)。



- (171) Planitz(wie Anm.125)(3/Ann.3) f. 鯖田豊之前掲訳書(前注125)七五頁注(15)。また、増田四郎『増補 西欧市民意識の形成』(一九六九・春秋社)一一五頁を参照。
- (172) Fahne Anton. Die Grafschaft und freie Reichsstadt Dortmund, Bd. 2: Urkundenbuch der freien Reichsstadt Dortmund, I, Köln/Bonn 1855 (Ndr. 1974), nr.15 p.37.
- (173) 一例として、Fahne(wie Anm.172)nr.80(a.1319) p.103.
- (174) Witmann, Franz Michael, Monumenta Wittelsbaensia, München 1857(Ndr.1969), p.120.
- (175) なお、関係の研究の一として、小山昇「amicabilis compositor について」『野田良之先生古稀記念 東西法文化の比較と交流』(一九八二・有斐閣)五九一頁以下。cf. Kohler(wie Anm.23) 68 ff.
- (176) 西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書」『北大法学論集』四十一の五・六(一九九二)一〇九頁。なお中世初期なかならず十世紀における *amicitia* のとくに政治的意味での意義について山田欣吾「教会から国家へ」(一九九二・創文社)十頁(「政治的友人・兄弟関係」)、二二九頁(「相互扶助と支援」)。
- (177) Fahne(wie Anm.172)nr.15 p.35. なお後注(180)該当本文史料も参照。
- (177 a) 前注(159)。
- (177 b) フランクフルトの事例について小倉欣一ほか『都市フランクフルトの歴史』(一九九一・中公新書)五八頁。cf. Rietschel, S., Markt und Stadt in ihrem rechtlichen Verhältnis, Leipzig 1897(Ndr. 1965/207(Ann.1)), なお和解裁判についてラント平和裁判所を事例とした一端は、拙著(前注19)二七六頁以下。cf. Kohler(wie Anm.23) 38 ff.
- (178) 増田四郎『新版 西洋経済史概論』(前注25)一一二七頁。ただ、堀江英一『経済史入門』(新版)』(一九七七・有斐閣双書)四六頁(「職業別ギルド」)以下はイギリスのギルドについて詳述しているが、これが諸都市を横断的に繋いでいた存在かどうかについては、明確には述べていない。なお、都市同盟やハンザについて、古くは徳増栄太郎「中世都市と近世都市」(前注53)一〇八頁以下、山中謙二前掲書(前注76)二〇七頁以下を参照。近時の研究としてヘルンハルト・テッパ(魚

住昌良訳)「中世後期ヨーロッパにおける都市の地位」とくにドイツとフランスの場合―「比較都市史研究」七の一(一九八八)四二頁右段以下。

(17) Zeuner, Karl, *Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung*, 2. Aufl., Tübingen 1913, nr. 53 § 19. なお、安田幹子「フリードリッヒ二世の「諸侯法」について」『北大史学』六(一九五九)三十七頁上段を参照。

(18) Keutgen(wie Anm. 122)nr. 141 p. 147 n. 17. cf. Rudorff(wie Anm. 3)44(Ann. 2).

(19) Keutgen(wie Anm. 122)nr. 152 p. 181 n. 30. cf. Rudorff(wie Anm. 3)45(Ann. 3).

(20) cf. Planck(wie Anm. 21)II, 388(vom Standpunkt des dieselbe Rechtsgemeinschaft beherrschenden Rechts aus gesehen).

(21 a) 小倉欣一はか前掲書(前注 17 b)五八頁によれば、フランクフルトは一四六五年の特権状でこの権利を認められた。

(22) cf. Schulze(wie Anm. 8)520(Ann. 1). なお、一五五七年の事例は(前注 15)該当本文参照。

(23) MG Const. III, nr. 650 n. 2.

(24) Buchner, Karl/Wulz, Gustav, *Die Urkunden der Stadt Nördlingen 1233-1349*, Augsburg 1952, nr. 135.

(25) cf. Rudorff(wie Anm. 3)153(Ann. 3).

(26) Keutgen(wie Anm. 122)nr. 151 p. 178 § 13. cf. Schulze(wie Anm. 8)518(Ann. 3).

(27) cf. Kisch(wie Anm. 84)37(Ann. 3).

(28) cf. Osenbrüggen(wie Anm. 6)68(n. 2).

(29) Gengler, Heinrich Gottfried, *Codex Juris Municipalis Germaniae Medii Aevi*, Erlangen 1863 (Ndr. 1968), p. 64 nr. 5. cf. Stobbe(wie Anm. 127)153(a. 1374).

(30) Pirenne, Henri, *Medieval Cities*(wie Anm. 65)90(Judicial procedure). 文章は今米陸郎訳『西洋中世都市発達史』(前注 6)一四頁による。佐々木克巳訳前掲書(前注 65)一〇九頁以下。関連して、R・ヴァーケナ(橋浩訳)「海法史序説」『産大

法学(京都産業大学)』十六の二(一九八二)八八頁下段。さらに P・ガクソット(林田遼右・下野義朗訳)『フランス人の

- 歴史1」(一九七二・みすず書房)一八二頁上段(「法廷決闘は…正義の否定」)、ホルスト前掲書(前注30a)七二頁(「見聞」)、七六頁(「合理的なもの」)。また、具体的にインクランドの事例について、つぎの指摘を参照。「エドワード一世の時に外国商人が原告又は被告の場合には不必要に永く日数の掛かることを避け得るやうに執行官(Sheriff)をして毎日法廷(Courts for Pleas)を開かしてゐる。然し、ずっと以前にすでに市長、年寄、執行官が一定の Court of Husting「つまり、ロンドン」の Mayer, Recorder, Sheriff for Alderman)に拠つて開かれる市の最高法廷」を待てない他国商人等のために毎日 Piepoudre Court「泥足の法廷」を開いてゐる」(野村兼太郎「英国資本主義成立史」(一九二八・改造社)二六一頁)。とくに大市における「泥足の法廷」について、リブソン前掲書(前注38a)七二頁参照。
- (193) Falme(wie Ann.172)nr.60 p.82.
- (192e) Keutgen(wie Ann.122)nr.127 p.104 n.27. 林毅『ドイツ中世都市法の研究』(前注133)三六四／六五頁参照。および(前注127)。
- (193) ルヨ・ブレンターノ(田中善治郎訳)『近世資本主義の起源』(一九四二・有斐閣)一一五頁以下。cf. Holtzmann, Robert, Französische Verfassungsgeschichte von der Mitte des neunten Jahrhunderts bis zur Revolution, München/Berlin 1910, 163(die einseitigen Ordalien).
- (194) 前注(162) 参照。cf. Goerlitz, Theodor, Die Haftung des Bürgers und Einwohners für Schulden der Stadt und ihrer Bewohner nach Magdeburger Recht, in: ZRG GA 56, 1936, 173(Ann.2).
- (195) Stein, Walther, Hansisches Urkundenbuch, VIII, Leipzig 1899, nr. 1001 p. 606. cf. Goerlitz(wie Ann.194)174(Ann.1).
- (196) 堀江保蔵『西洋経済史概要』(前注31)六八頁。
- (197) 野村兼太郎『経済史』(前注74)一〇八頁。
- (198) 植村清之助『西洋中世史の研究』(一九四八・星野書店)三二一頁、また河野健二『西洋商業史』(前注48)一〇一頁参照。なお、ギルドの起源をめぐる諸説については、さらに徳増栄太郎『ヨーロッパ経済史 中世』(一九二九・同文館)一

二二頁以下も参照。

- (199) 堀江保蔵『西洋経済史概要』（前注31）五二頁。
- (200) 宮下孝吉『西洋古代・中世経済史』（前注31）三二〇／三二二頁。また増田四郎『増補 西欧市民意識の形成』（前注17）八五頁（「復讐の義務」）。
- (201) 宮下孝吉『西洋古代・中世経済史』（前注31）三二四頁、増田四郎『増補 西欧市民意識の形成』（前注17）、八五頁（注16）、八八頁（注21）。
- (202) 宮下孝吉『西洋古代・中世経済史』（前注31）三二五頁。
- (203) このことを強調するのが、増田四郎『増補 西欧市民意識の形成』（前注17）八九頁（「この重大な切り換え期」）、一一九頁（「まったくの謬見」）である。さらに、カール・ニツチュ Nitschによる「商人ギルド」概念の提起の始まりと、それ以後の諸研究について、谷和雄「ギルド」林健太郎編『西洋史学入門 上巻』（一九四九・大月書店）二〇〇頁（「社会史家としての史眼」）以下を参照。
- (204) 宮下孝吉『西洋古代・中世経済史』（前注31）三〇六頁。また商人居留地とウルプス、キヴィタス等との関係について、同二二六頁。なお鯖田豊之「ヨーロッパ中世」（世界の歴史9・一九七三・河出書房）二二五頁（「かつての商人集落」）。
- (205) 宮下孝吉「ヨーロッパにおける都市の成立」（一九五三・創文社）二九七頁。
- (206) 高村象平「資本主義の歴史的問題」（一九四八・泉文堂）二四頁。
- (206 a) 宮下孝吉『西洋古代・中世経済史』（前注31）三〇七頁。
- (207) 宮下孝吉『西洋古代・中世経済史』（前注31）二二八頁。また増田四郎『増補 西欧市民意識の形成』（前注17）一一九頁（「この [maiores] の」階級の大部分が商人ギルドのメンバー）。ケルン市の一例について瀬原義生「ヨーロッパ中世都市の起源」（一九九三・未来社）二九七頁（「推進力」）、三〇三頁（「副次的」）。
- (208) 宮下孝吉『西洋古代・中世経済史』（前注31）三〇七頁。例えば、十二世紀ゾーストの都市貴族層について、プラーニツ

- ツ(林毅ほか訳)「中世ドイツにおけるケルン都市法とその伝播」『阪大法学』一三二号(一九八四)二二三頁(「都市貴族層は第一に遠隔地商人から成り立っている」)。また小倉欣一「ギルドとツunft」『経済論集(東洋大学)』六の二(一九八二)九五頁(「商人団体は閉鎖化し」)。さらに、増田四郎「増補 西欧市民意識の形成」(前注17)一二九頁によれば、この独占ギルドの本質は都市の「経済政策の理念から導出」されるものである。なお、北原金司前掲書(前注55)九二頁(「都市貴族を形成」)、今来陸郎前掲書(前注36)一三三頁(「都市貴族の老朽化」)、および河野健二「西洋商業史」(前注48)一三二頁を参照。
- (209) 清水廣一郎「中世イタリア商人の世界」(一九八二・平凡社)五四頁、六〇頁、六八頁を参照。また堀江保蔵「経済史入門」(一九五六・有信堂)一七二頁(「商業が運送業を分離独立させる時期」まで)を参照。さらに谷和雄前掲書(前注16)二〇〇頁(17)、二〇二頁(25)。
- (210) 宮下孝吉「西洋古代・中世経済史」(前注31)三五二頁(「移動商人と定住商人とを区別することも一見したほど容易ではない」)を参照。
- (211) 増田四郎「獨逸中世史の研究」(前注122)三三三九頁、同「ヨーロッパの都市と生活」(一九七五・筑摩叢書)二二九頁。
- (212) ビレンヌ「中世都市論集」(前注64)一九三頁。
- (213) 宮下孝吉「西洋古代・中世経済史」(前注31)三二八頁、同「西洋中世都市発達の諸問題」(前注67)二〇九頁を参照。
- (214) 河野健二「西洋商業史」(前注48)一〇六頁。
- (215) 今来陸郎「中世都市」林健太郎編前掲書(前注203)三二〇、三三六頁、宮下孝吉「西洋古代・中世経済史」(前注31)三一九頁、同「西洋中世都市発達の諸問題」(前注67)二二〇頁参照。また瀬原義生前掲書(前注207)三〇四頁(「参審員会」)。
- (216) 前注(39) 該当本文参照、および重藤威夫前掲書(前注34)二〇九頁。
- (216 a) リプスン前掲書(前注38 a)三八頁。
- (217) 浜林正夫ほか編訳「原典イギリス経済史」(一九七〇・御茶の水書房)六五頁。

- (218) Grotelend/Fiedeler (wie Anm.14) nr.101.
- (219) Gaupp (wie Anm.130), II,254 n.5
- (220) 前注 (122) 該書本文参照。
- (221) 前注 (134) 該書本文参照。
- (222) 前注 (135) 該書本文参照。
- (223) 前注 (162) 参照。
- (224) 前注 (163) 参照。
- (225) 前注 (161) 参照。 cf. Planitz (wie Anm.85), II, 233 mit Anm.1.
- (226) 他に Gierkel/wie Anm.133a/388 Anm.11 があげると二三五年のケルン市の事例も、裁判拒絶が存しなかりケルン市民にたいし報復的差押えをおこなつては許されなからと述べる。
- (227) Grotelend/Fiedeler (wie Anm.14)nr.79;Ehmcck,D.R./Bippen,W.v.(Hg.),Bremisches Urkundenbuch, II,Bremen 1876,nr.5.
- (228) Grotelend/Fiedeler (wie Anm.14)nr.80;Ehmcck,D.R./Bippen,W.v. (wie Anm.227) nr.6.
- (229) 前注 (164) 参照。
- (230) Ehmcck(wie Anm.58) nr.291. p.331.
- (231) Ehmcck(wie Anm.58) nr.328.
- (232) Wirth(wie Anm.23)14 Anm.50.
- (233) Beyer (wie Anm. 161) nr.1207.
- (234) Lacomblet(wie Anm.139),II,nr.515 p.290.
- (235) Schmidt,Gustav,Urkundenbuch der Stadt Göttingen bis zum Jahre 1400,Hannover 1863,nr.125.

- (236) 宮下孝吉『西洋古代・中世経済史』(前注31)三三五—三六頁。ターリツミェル前掲書(前注43)三七二頁。
- (237) Hilgard, A., *Urkunden zur Geschichte der Stadt Speyer, Strassburg* 1885, nr. 465 p. 418.
- (238) Gengler (wie Ann. 121) p. 225 n. 5.
- (239) cf. Gierkel wie Ann. 133a) 388 Ann. 10.
- (240) Vigenier, Fritz, *Regesten der Erzbischöfe von Mainz*, Abt. 2, Bd. 1, 1970, nr. 1440 p. 319 n. 7).
- (241) 前注(122)の該当本文参照。
- (242) 前注(192)(195)参照。
- (243) Nürnbergger *Urkundenbuch*, I, Lief. Nürnberg 1951, nr. 178 n. 8; Keutgen (wie Ann. 122), nr. 157 n. 8; Gaupp (wie Ann. 130), p. 177 n. 8.
- (244) 下記の註葉に同じ Stobbe (wie Ann. 127) 154 (zur Pfändung) を参照。
- (245) Kisch (wie Ann. 84) 34 (Ann. 2).
- (246) ミチエル前掲書(前注41)一八九頁以下。
- (246 a) バラクロウ編前掲書(前注73 a)一四四頁以下を参照。
- (247) Kisch wie Ann. 84) 36.
- (248) 今来陸郎前掲書(前注35)一六八頁。その端初期とその意義とについて山内恭彦はか「どう考えるか—近代の成立と中世後期的存在ともいわれる。」「商業の発達は、領主・農民を商業活動に従事せしめるに至った。このことによつても、当時の商業には、随時的商業としての反面があったことは否定出来ない。商人階級の利潤機会の増大に伴ない商人の数が増加し、中世後期には商人階級中に分化が起り、この Gewandschneider, Krämer, Höker の種類を生むに至った。しかし、近代的意味における職業的卸売商人は、中世後期以前には一般的には存在せず、商業活動に従事するすべての者によつて時折

卸売商業活動として営まれたにすぎない。職業的卸売商人の存在は、取引技術の一層の発展に俟たねばならず、それはイタリアでは早いとしても、その他では十三世紀以後に萌芽的形態が認められる。」宮下孝吉『経済史要』（一九六〇・三和書房）六三頁。

(24) Gaupp(wie Anm.130),I,177 n.7. なおすでに一一九三年フランドル伯宮廷の債務の事例について前注(44)該当本文参照。

(250) Stobbel(wie Anm.127)150Privil.Friedrichs II.für Nürnberg).

(251) Gengler(wie Anm.121)374 f.§.13;Keutgen(wie Anm.122),nr.160 n.13.cf.Gierke(wie Anm.133a)388 Anm.11.

(252) なお「同じ題名のノーゲンスブルク市あつて一一九八年アルブレヒト二世の特権状に(Gengler Stobbel(wie Anm.127)151a.1298)あつた。

(253) Lacomblet(wie Anm.139),II, nr. 169 p.88, nr. 205 p.107, nr.441 p.240.

(254) Beyer (wie Anm.161), nr.1415.

(255) Lacomblet(wie Anm.139),II,nr.911.

(256) Gengler(wie Anm.121),p.409 §.8.cf.Brunner(wie Anm.86)59 Anm.90.

(257) Keutgen(wie Anm.122),nr.155 n.24.また小倉欣一「最古のフランクフルト都市法」『経済経営論集』六十二(一九七二)一七六頁【27】。

(258) MG Const. VI,1,nr.758 n.3.

(259) Schmidt(wie Anm.235),nr.123.

(260) 前注(25)参照。

(261) Schmidt(wie Anm.235),nr.296.

(262) Planitz(wie Anm.85),III,176Anm.2 f.,181(Anm.2) f.



- (263) Planitz(wie Anm.85),III,181(immer sonst unzulässig).
- (264) Planitz,Hans,Die deutsche Stadtgemeinde.in:ZRG GA 64,1944,52(Anm.321). 林毅訳「中世ドイツの自治都市」(一九八三・創文社)一七九頁。
- (265) Planitz(wie Anm.85),V,179(Anm.62)によれば、裁判の拒絶が日常茶飯事となっていた状況のもとで、債権者は裁判に訴えるとは別の方法として、差押えに頼らざるを得なかった。
- (266) Planitz(wie Anm.85),III,181(Anm.2);Planitz(wie Anm.85),IV,15(Anm.59).
- (267) cf.Wirch(wie Anm.23)5(Anm.10).
- (268) Planitz(wie Anm.85),III,168(Er bedeutet den Arrest).
- (269) Planitz(wie Anm.85),III,178(Hat der Glaubiger),179(Anm.1,2).
- (270) Planitz(wie Anm.85),III,178(Also die Regel).
- (271) Planitz(wie Anm.85),III,177(Anm.1,2).
- (272) Planitz(wie Anm.85),III,177(Anm.3).
- (273) Planitz(wie Anm.85),III,178(Anm.2).
- (274) Planitz(wie Anm.85),III,181(indem sie entweder).
- (275) Planitz(wie Anm.85),III,181(Anm.3),182(Anm.1,2).
- (276) Planitz(wie Anm.85),III,183(Eine Haftung:Nicht weil),cf.Brunner(wie Anm.86)62(Anm.102).このように、裁判団体たる都市そのものの責任が問われたと見る考え方は、ゲルマン的裁判制度の観念をめぐるウェーバーの次の所論に繋がっている。市民の特権的な地位は、最初から第三者との取引においては、市民各個人の権利でもありと考えられていた」という事実はひとつには次のような考え方からの帰結であった。つまり「すべての法仲間を「裁判集會仲間 Dinggenosse」と見る考え方」である。このように裁判集會仲間と見るといふことは「とりもなおさず裁判集會団体 Dinggenosse」の積極的

- な参与者と見る」)とであった(ウエーバー「世良晃志郎訳」『都市の類型学』(一九六八・創文社)一〇七頁。また「ウエーバー」[尾高邦雄責任編集・世界の名著・一九七九・中央公論社]六五一頁)。
- (277) Stobbe(wie Anm.127)145das Bürgerschaftsversprechen zur gesammten Hand) ff.
- (278) Planitz(wie Anm.85),III,183(Anm.4).
- (279) 前注(121) 該当本文参照。
- (280) Gengler(wie Anm.121)363 §.11.
- (281) cf.Schulze,in:ZRG GA 28,1907,511(Besorgnis vor dem Repressalienarrest).
- (282) Weizsäcker,Wilhelm,Die Fremden im böhmischen Landrechte des 13.und 14.Jahrhunderts,in:ZRG GA 45,1925,213 (Anm.1).
- (283) Meyer,Christian,Das Stadtbuch von Augsburg,insbesondere das Stadtrecht vom Jahre 1276,Augsburg 1876,Art.110 p.186.
- (284) 前注(46) 該当本文参照。
- (285) Kulischer(wie Anm.43)285(Das Mißbrauen),クーリツシユル前掲書(前注43)四五三―五四頁。
- (286) 高村象平「西洋経済史(新版)」(一九七三・有斐閣)一〇六頁。
- (287) 本位田祥男「欧州経済史」(現代経済学全集第五卷・一九三〇・日本評論社)一一一頁を参照。
- (288) 秦玄龍前掲書(前注52)一一一頁。
- (289) ヒューバーマン前掲書(前注50)三三頁。
- (290) 栗本慎一郎「幻想としての経済」(一九八四・角川文庫)三十頁。
- (291) cf.Schulze,in:ZRG GA 28,1907,511(Die Befreiung davon während der Jahrmarktzeit).
- (292) 前注(46) の該当本文参照。

- (293) 本位田洋男『経済史研究』(前注54) 一六五頁。
- (294) 前注(51) 該当本文参照。
- (295) 野村兼太郎『世界商業史 総論／古代編』(一九二九・丸善) 三七頁。また野村兼太郎『英国経済史概論』(前注59) 九六頁。ちなみにフエニキア人にたいしてホメーロスが放った悲口についてシ・ブレントノ(舟越康壽訳)『欧羅巴古代経済史概説』(一九四四・日本評論社) 二二一頁(注30)。
- (296) Pirenne, Medieval Cities(wie Ann.65)86. ビレンヌ『西洋中世都市発達史』(前注65) 一一〇頁。
- (297) ビレンヌ『資本主義発達の諸段階』(前注62) 五八頁(「商業に携わることを見下しうるような時期」)。
- (298) 成瀬浩ほか編前掲書(前注55) 三六二、三六九頁。また商人が異端運動を媒介することがあった点についてE・ヴェルナー(潮原義生訳)『中世の国家と教会』(一九九一・未来社) 二二二頁。
- (299) ビレンヌ『西洋中世都市発達史』(前注65) 一〇三頁。Pirenne, Medieval Cities(wie Ann.65)80(roving and hazardous existence), また池上俊一『賭博・暴力・社交―遊びからみる中世ヨーロッパ』(一九九四・講談社選書メチエ) 一六八頁(「掠奪経済」)。
- (300) 野村兼太郎『世界商業史 総論／古代編』(前注295) 三九頁。また林健太郎『世界の歩み 上巻』(一九八〇・岩波新書) 二二二頁、新藤人前掲書(前注27) 九十頁(「短剣と賄賂で身を固めた商人」)。
- (301) 堀江保蔵『経済史概説(新版)』(前注40) 一六三頁。また堀江保蔵『経済史入門』(前注209) 一六九頁以下。さらに清水廣一郎『中世イタリアの都市と商人』(一九八九・洋泉社) 十五頁以下の精彩ある叙述を参照。
- (302) 宮下孝吉『経済史概論』(前注31) 三六頁(「ノルマン人の海賊活動は、他面また、一部分、商業活動を意味する」)、ラトウーシユ前掲書(前注67) 二七六頁(「商館をも同時に兼ねる軍事拠点」)、二九五頁(「真面目な取引というよりもむしろ海賊行為に関係あるもの」)。またフレデリック・デュラン(久野浩/日置雅子訳)『ヴァイキング』(一九八〇・文庫クセジュ) 九四頁(「この商業は、戦争のように、組織・かけひき・大胆さ、そして変わりやすさという同じ特質は少しは必要と

しなかったであろうか」。なお、掠奪と商業の問題を含め「ノルマン人進攻」をめぐる、ピレンヌ学説以後の研究状況について、森本芳樹前掲書（前注65）一五六頁以下を参照。

(303) 本位田祥男『経済史研究』（前注54）三二二頁（「利寇」）、飯塚浩二『日本の精神的風土』（一九五二・岩波新書）二頁。

(304) 増田四郎ほか『西洋経済史 上巻』（前注32）一六五頁。

(304a) カニンガム（一氏義良訳）『経済的文化史』（一九二六・アテネ書院）三〇六頁。W.Cunningham, An Essay on Western Civilisation in its Economic Aspects, Cambridge 1922, 78 (the methods of metaphysics).

(305) 福田徳三『経済史経済学史研究』（福田徳三著経済学全集第三集・一九二六・同文館）九五二頁以下、打村謙三『中世教会法の微利論考』（一九二七・久我書房）九十頁以下、一一三頁以下、一一八頁以下、山口正太郎『中世寺院法と経済思想』（一九二五・改造社）三二頁以下、山口正太郎『伊太利社会経済史』（一九三三・章華社）八四頁、西本頼一『利息法史論』（一九三七・有斐閣）三二頁などを参照。なお、何物をも求めず貸し与えよの宗教的命題が、かえって、「これを借脱する各種制度とこれら制度を并明する法理の発生とを促し」たことについて、西原寛一『商法学 第2版』（一九七二・岩波全書）九頁をみよ。さらに、このルカによる福音書の章句を含め、「旧新両聖書は絶対に微利貸借を禁じたりとは看做す可き章句を有するに非ず」との立場から見る、高橋誠一郎『経済学前史』（一九二九・改造社『経済学全集第二十三巻』）四三〇頁以下を参照。最後に、金利禁止をめぐる教父の学説、教会立法について全体的にクラウス（小林珍雄訳）『中世経済倫理序説』（翻訳学術論叢4・一九四四・伊藤書店）六〇頁以下を参照。

(306) ヒューバーマン前掲書（前注50）五八頁。また山口正太郎『中世寺院法と経済思想』前掲書（前注305）十二頁、グレイヴィチ（川端香男里／栗原成郎訳）『中世文化のカテゴリ』（一九九三・岩波書店）四〇七／四〇八頁、清水廣一郎『中世イタリア商人の世界』（前注209）五六頁もみよ。なお、利息禁止は、これに違反した者が「単に天国に入り得ないといふやうな抽象的なことだけでなく」例えば「懺悔・聖餐等の会合への出席拒絶、破門等の宗教的刑罰」などの具体的な制裁を伴ったことについて、野村兼太郎『新訂経済史入門』（一九五六・広文社）一三六／三七頁。

- (306 a) ジャック・ル・ゴフ(新倉俊一訳)「教会の時間と商人の時間」『思想』六六三(一九七九)四二頁上段。
- (307) ジャック・ル・ゴフ(渡辺香根夫訳)「中世の高利貸——金も命も——」(一九九〇・法政大学出版局)六八頁。また新前掲書(前注27)八一頁(「食欲の表われ」)、カンニングガム前掲書(前注304 a)三〇八頁(「交換の道程で富を得た商人の仕事は、常に多少とも疑惑的に見られた」)。Cunningham (wie Ann. 304a) (under suspicion)。他方、皮肉なことに「カトリック教会は当時「十三—十四世紀」の最大の高利貸」であつた(コスミンスキー「阿部玄治訳」『世界中世史研究 第一巻第二分冊』(一九五八・未來社)四四頁)。また高村象平「一般経済史(古代・中世)」(一九四八・慶応出版社)一八九頁(「教会によつて設けられた細民金融機関(モンテス・ピエタチス)」。なお後代になると例えば一六二五年フランス・ペーコンは「利子を公認してなだめる」のがよいと書いた(渡辺義雄訳「ペーコン随想集」(一九九一・岩波文庫)一八九頁)。
- (308) グレーヴィチ前掲書(前注306)四〇三／四〇四頁。
- (309) クラウス前掲書(前注305)一一〇頁。また、山口正太郎「経済学説史研究」(一九二四・岩波書店)一九三頁(「暴富」)、上田辰之助「聖トマス経済学 中世経済学史の一文獻」(一九七八・臨川書店)二二七頁(「利得の食欲」)。グレーヴィチ前掲書(前注306)三九八頁(「商業は何かしら醜悪なもの」も参照。さらに高橋誠一郎「経済学史略」(一九七六・泉文堂)八五／八六頁(「外人「商人」の渡来は多数市民の道義を腐敗せしむ可く」)。
- (310) 堀江保蔵／角山榮編「一般経済史」(基礎経済学大系四・一九七七・青林書院新社)四八頁。
- (311) 山口正太郎「中世寺院法と経済思想」(前注305)三二頁。さらに山口正太郎「経済学説史研究」(前注309)二〇八頁(「物は其物の用役と離れて存するものではない」)以下、上田辰之助「トマス・アクイナス研究」(一九八七・みすず書房)一七五頁(「金銭貸借は一種の消費貸借」)以下。
- (312) 以上、清水廣一郎「イタリア中世の都市社会」(前注132)一三三頁、一三五／一三六頁。また池上俊一前掲書(前注299)一六七頁(「遊戯経済」ないし「賭博経済」)。

- (313) イリーン／セガール『人間の歴史3』（一九八六・岩波少年文庫）一二四頁。
- (314) 堀米庸三（責任編集）前掲書（前注48）三九九頁以下（「商売のからくり」）。またクノー前掲書（前注38）一一三頁（「市場詐欺」）。
- (315) cf. Wirth(wie Anm.23)4(in der Praxis).
- (316) cf. Brunner(wie Anm.86)6(einen moralischen Druck).
- (317) この点をめぐって二様の見解に二分して Wirth(wie Anm.23)5(Anm.8 und 9)を参照。
- (318) cf. Conrad, Hermann, Deutsche Rechtsgeschichte, I, 2. Aufl., Karlsruhe 1962, 305. Der Repressalienarrest war zulässig.
- (319) なおペイカー（小山貞夫訳）『インテラント法制史概説』（一九七五・創文社）十八頁（報復奪取 Reprisals）参照。
- (320) 西川洋一「シチリア王国勅法集成の訴訟法（二）」『法学協会雑誌』一一五の二（一九九八）五四頁注（17）。
- (321) これらについては、前注（134）（135）参照。
- (322) 前注（237）参照。
- (323) Wirth(wie Anm.23)6 mit Anm.13.
- (324) Wirth(wie Anm.23)7 Anm.16.
- (325) MG.Const. VIII nr.414 no.1(4).cf. Ruser, Konrad, Die Urkunden und Akten der oberdeutschen Städtebünde, 2, Göttingen, nr.825[3].
- (326) この点について、ブラーニッツは、差押えがフェーデから派生したこと、したがって、同僚市民のおこなう差押えについては市民のだけれどもが助力する義務があったことを、フランドル、ヴァランシエンス Valenciennes 市の事例（二一四四年）をあげて説明していた。Plantiz(wie Anm.125)49 mit Anm.1. 靖田豊之前掲訳書（前注125）八五頁（15）。また斎藤綱子『西  
欧中世慣習法文書の研究』（一九九二・九州大学出版会）八八頁（注11）。

(327) 前注（233）参照。

- (327 a) 増田四郎「獨逸中世史の研究」(前注122 四七五頁〔恣意的私的差押への禁止〕を参照)。  
 (328) 前注(139)。さらに前注(259)(260)(261) 該当本文におけるゲッティンゲン市をめぐる状況も参照。  
 (329) 前注(249)(251)(253)(254)(255)(256)(257)(258) それに(259)(260)(261)を参照。このように領主との関係からくる差押えといった事情はすでに十一世紀・十二〇年代の神の平和運動のなかに見いだされる。「西洋法制史料選Ⅱ中世」(一九七八・創文社)八一頁〔彼等「隷農の男女や僕婢や商人」が自分達の領主(senior)の戦争のために彼等の財産を失う〕。  
 (329 a) cf. Brunner, Otto, Land und Herrschaft, Wien 1965, 100(Jede Fehde eines Herrn).  
 (330) ビレンヌ「資本主義発達の諸段階」(前注62) 三三頁。cf. Pirenne, H., Medieval Cities(wie Anm.65/84(cooperation)). ビレンヌ「中世都市」(前注65) 一〇一頁〔仲間組織〕。前注(221)(212) 該当本文参照。また堀江保蔵/角山榮編前掲書(前注310 四八頁〔隊商、船隊を組んで自らを防衛〕。なおゴトリックの事例について他に、河野健二「西洋商業史」(前注48) 一〇二頁以下、またビレンヌの所論について、これにたいするゾンバルトの見解との関係で、モラル(城戸毅訳)「中世の刻印——西欧的伝統の基盤——」(一九七二・岩波新書) 一八八頁を参照。最後に、都市訪問者がフランクフルトにおいて「出身地ごとに一団となって居住」したことについて小倉欣一ほか前掲書(前注177 b) 五七頁。  
 (331) 石井紫郎「日本人の国家生活」(一九八六・東京大学出版会) 三六三頁下段(「整序された暴力」)。また上山安敏前掲論文(前注85 九五頁注②末尾を参照。野見山温前掲論文(前注20 a) 七頁〔互に置き換える性質のもの〕)。  
 (331 a) cf. Brunner(wie Anm.329a/32)(Der Rechtsweg aber).  
 (332) 増田四郎ほか「西洋経済史 上巻」(前注32) 一六四頁。なお、宮下孝吉「西洋古代・中世経済史」(前注31) 三八〇頁〔「都市経済」という局地的な諸原則は・・・理想にすぎなかった場合が尠くない〕を参照。  
 (333) 宮下孝吉「ヨーロッパにおける都市の成立」(前注205) 三〇一頁、また二〇六頁〔「稍々誇張」〕。  
 (334) 鈴木成高「封建社会の研究」(一九四八・弘文堂書房) 四一九/三〇頁。  
 (335) その解説として例えば柚木重三「経済史原論」(一九四四・象山閣) 七十頁以下、秋草実「増補改訂 経済史総論講義」

- (一九七四・佐野書房) 二九二頁(「市場での「生産者と消費者との」直接交換」を参照。また本庄栄治郎「経済史概論(新版)」(一九七七・有斐閣) 九六頁、二二四頁(「地方経済」)。なお、この理論からのわがくにの研究として柚木重三「獨逸経済史概説」(一九四〇・有斐閣) 八九頁(「自給自足の封鎖的経済圏」)。最後にフリードリヒ・リスト以来マックス・ウエーバーやカール・ランプレヒトのものを含めたさまざまな「経済発展段階説」について「大塚久雄著作集第九巻 社会科学の方法」(一九七六・岩波書店) 二五八頁以下、林健太郎「史学概論(新版)」(一九七〇・有斐閣教養全書) 八二頁以下を参照。段階説にたいする批判として柚木重三「経済史原論」八〇頁以下、八八頁以下、河野健二「西洋経済史」(前注66) 二五頁以下。
- (336) 宮下孝吉「ヨーロッパにおける都市の成立」(前注205) 二〇五頁(「商業の重要性」参照)。
- (337) この点について、問題の状況は、すでに一九一三年の講演においてピレンヌが指摘していた。ピレンヌ「資本主義發達の諸段階」(前注62) 十一頁(「一三、四世紀の商業」)、十五頁(「遠隔地間の商業」)。また三原專祿「アルフォンス・ドーブシユ教授稿「中世に於ける舊世界の商業の範圍と意義」譯注」同「獨逸近代歴史学研究」(一九四四・弘文堂書房) 一七七頁以下、アンリ・セー(土屋宗太郎ほか訳)「近代資本主義の起源」(一九五四・創元文庫) 二五頁(「大商業が資本主義の主要な源」)、四五頁(「ピユッヒアー」)。
- (338) 鈴木成高前掲書(前注334) 四二六頁。
- (339) レーリヒ(瀬原義生訳)「中世の世界経済」(一九六九・未来社) 六二〇、六六、八二頁。関連して、中世末期の世界経済的状况について今井登志喜「近世における繁栄中心の移動」(一九五〇・誠文社新光社) 七頁以下、十四頁以下を参照。なおレーリヒの所論を、近世国民経済の成立との関連で批判するものとして白杉庄一郎前掲書(前注73) 五六頁以下。
- (340) 鈴木成高前掲書(前注334) 四四三頁。また五〇九頁も参照。なお河野健二「西洋商業史」(前注48) 一〇八頁(「ロエリッヒ」)。また鈴木成高の所論にたいして白杉庄一郎前掲書(前注73) 五九頁(鈴木氏は)。
- (341) 本位田祥男「西洋経済史」(一九七一・日本評論社) 六四頁。また、湯村武人/遠山馨/小島恒久「西洋経済史」(一九



- 六七・法律文化社) 二七頁(「商業はこの社会〔封建社会〕にとつて異質的である」)。
- (342) 増田四郎「新版 西洋経済史概論」(前注25) 一一九頁、一三五頁。また増田四郎「西洋封建社会成立期の研究」(一九六二・岩波書店) 三六七頁(「外部への依存度をたかめることによつて」)。なお後注(345) 該本文も参照。
- (343) この封鎖性は、例えばポローニアのボルジュヤナーが発明した、絹を燃る機械の場合(一二七二年)のように、また中世技術の封鎖性(中世ヨーロッパのある特定な地域で、特殊な技術に熟達していた例が局地的にはみられるが、その多くは、よそ者にはかぎつけられないように注意ぶかく守られた知識を土台としていた)でもあった。バターフィールド他著(菅井準一訳)「近代科学の歩み」(一九七九・岩波新書) 二十一頁。
- (344) 増田四郎「新版 西洋経済史概論」(前注25) 一三五頁の他に、同「西洋経済史 古代・中世」(一九五一・新紀元社) 二二四頁を参照。また増田四郎「ヨーロッパ社会の誕生」(前注73) 二五四/二五五頁、同「社会史への道」(前注67) 一一七頁注(4) 参照。増田四郎の所論にたいして白杉庄一郎前掲書(前注73) 六二頁(鈴木氏の場合と同様の警戒)。
- (345) 増田四郎「都市」(一九六八・筑摩叢書) 九七頁。また増田四郎「西洋中世経済史」東京商科大学一橋新聞部編「経済学研究の萃—西洋経済史論—」(一九四九・春秋社) 七九頁(「開放性の半面」) 参照。
- (346) 石坂昭雄ほか「西洋経済史」(一九七六・有斐閣叢書) 四一頁(「一般化しすぎている」)、宮下孝吉「西洋古代・中世経済史」(前注31) 三七九頁(二つに類別) 以下、クリーリツシエル前掲書(前注43) 三三七頁を参照。またビレンヌ前掲書(前注62) 三九頁(「都市の二類型」) 以下、伊藤栄前掲書(前注31) 七九頁(注1) を参照。なお兼右正夫「封建社会」(一九七三・講談社現代新書「新書西洋史」③) 九七頁(メッツル「周開の農村の取引の中心地」)。
- (347) 高村象平/小松芳喬監修「西洋経済史」(経済学全集三・一九七〇・世界書院) 一一二頁。
- (348) 徳増栄太郎「中世都市と近世都市」(前注53) 十一頁(塩や鉄)、ヒューバーマン前掲書(前注50) 二四頁(僅かの塩といくらかの鉄)、湯村武人ほか前掲書(前注34) 二六頁、また堀江英一「経済史入門」(一九七七・有斐閣叢書) 四一頁(「卸売商品」)。

- (349) 塩野七生前掲書(前注27)二二〇頁、ブロック(森本芳樹訳)『西欧中世の自然経済と貨幣経済』(一九八二・創文社)五頁。また河野健二『西洋経済史』(前注66)一三六頁(胡椒や薬品あるいは毛織物)、秦玄龍前掲書(前注52)一一六頁、一三二頁(穀物、鶏、蠶、胡椒)。
- (350) 増田四郎「新版 西洋経済史概論」(前注25)一三〇頁(胡椒と銀とは中世末期商業の死命を制する大宗)。
- (351) なお、「社会経済史大系九 社会経済史家評伝」(一九六〇・弘文堂)一〇四頁(「理念型」を参照)。
- (352) 『大塚久雄著作集第九巻 社会科学の方法』(前注335)二二二頁、二二四頁参照。
- (353) 関連して、ブルーノ・ヒルデブラントの「実物経済、貨幣経済、信用経済」も、こういった理念型として考察すること、その積極的意義を担いうる。すなわち、ヒルデブラントはとくに「信用経済」についてこれは「国民の文化段階が高いところでのみ発展しうる」と述べている。ヒルデブラント(橋本昭一訳)『実物経済、貨幣経済および信用経済』(一九七二・未来社)四六頁。そこで、このように一義的観点からみた「信用経済」を理念型概念として用いることで、過去の経済社会を、信用経済にまで達していない貨幣経済、さらに、この貨幣経済にまで到達していない実物経済、というように理念的に特徴づけることが可能となる。なお、中世的「都市経済」概念でもってギリシャ時代の古代都市を特徴づけたものとしてウェーバー(堀米庸三訳)『古代文化没落論』「ウェーバーの思想」(一九六二・世界思想教養全集・河出書房新社)二一頁下段以下。
- (354) 増田四郎「新版 西洋経済史概論」(前注25)一三三頁、同「西洋経済史 古代・中世」(前注344)二〇七頁、同「ヨーロッパ社会の誕生」(前注73)二四一頁、二五〇頁。
- (354 a) 清水幾太郎「社会学批判序説・社会と個人」(著作集・一九九二・講談社)三七一頁。cf. Katschke, Rudolf, Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte bis zum 17. Jahrhundert, 2. Aufl., Berlin 1921, 128(Nicht mehr Fremdkörper)。
- (354 b) 山田雅彦「北フランス中世盛期の都市と農村関係に関する研究」『史学雑誌』九五の一(一九八六)七九頁下段以下、

ランス市の事例を参照。

- (355) 河野健二「西洋商業史」(前注48) 一一二／一三頁。なお、ヒルトン前掲書(前注60a) 三二頁(ある社会の社会制度と政治制度)、四十頁(「中世における商業の発展」)を参照。
- (355a) 伊藤栄「西洋中世都市のギルドの研究」(前注65) 一四〇頁。
- (356) 柴田三千雄ほか前掲書(前注48) 三六〇頁。
- (357) 山田雅彦「中世中期における市場と権力——十二世紀フランドル伯領を中心に——」『社会経済史学』六三の二(一九九七) 四九頁上段。中世初期についてのこうした研究動向、そしてまた領主制の有する意義について森本芳樹前掲書(前注65) 一七四頁、一九二頁。
- (357a) この点については、ドイツとイタリアの都市に関して、つぎのように指摘されているところが、一考に値するであろう。「われわれがこれらの都市の遠隔地貿易の華やかさに目を奪われることなく、むしろその栄華の背景に両国の根強い封建的分裂があったことを直視するならば、それらの都市の繁栄がある意味では普遍的権威と同じ土壌から生じたものであり、したがって、若干の時間的ずれはあっても結局は普遍的権威同様の運命をたどらねばならぬこと、具体的にいえば、主権国家の成立とそれを後ろだてとする国民的商人の成長におされて衰弱をよぎなくされることは、理の当然といふべきであろう」(衣笠茂ほか「概説西洋史」(一九七三・東京創元社) 一八四頁)。具体的な一事例として一三二〇年前後以降シャンパーニュの大市の衰退は「政治的な閉鎖性、諸王国の漸進的な孤立化」と関係していた点について、デュビイ／マンドルー(前川貞次郎ほか訳)『フランス文化史Ⅰ』(一九六九・人文書院) 二二六頁下段以下。
- (358) 鯖田豊之「二四世紀の盜賊騎士団について——ラントフリーデ運動を通じて——」京大西洋史研究室編「傭兵制度の歴史的研究」(一九五五・比叡書房) 十七頁。
- (359) 大類伸前掲書(前注60a) 二八七頁。
- (360) ドップ前掲書(前注55) 一三八／三九頁。河野健二「西洋商業史」(前注48) 一三三頁。またケルン市の穀物商業に関連

して林毅「ドイツ中世自治都市の諸問題」(一九九七・敬文堂)一六二頁。

(360 a) リブノン前掲書(前注38 a)三八頁。

(361) Planitzwie Ann.85, III. 188/Ann.3-189/Ann.2,3; cf. Wirthwie Ann.234(Ann.3),5/Ann.11 und 12) 344. カローリン  
ガール末期からオットー期にかけての時代にはドイツにおいて「国王による市と交易の統制政策」が貫かれていたことについ  
て山田雅彦「市と交易」(前注48)一五八頁参照。

(362) cf. Wirthwie Ann.234(Ann.4). また十一世紀以降における裁判権の分断化・自立化については、著者 Frauenstadt, Das  
Begnädigungsrecht im Mittelalter. in: Zeitschrift f. die gesamte Strafrechtswissenschaft, 17, 1897, 889(Ann.7).

(363) ミナエル前掲書(前注41)一九〇/九二頁。